

「“こうべ”の市民福祉総合計画2025（案）」の概要

1. 趣旨

本計画は市民福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が地域福祉の推進を目指し、ともに築き上げていくための計画。

2. 位置づけ

神戸市民の福祉をまもる条例に基づく、市民福祉の総合計画であるとともに、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を兼ねる。

3. 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

4. 基本理念

誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現 ～みんなでデザインする福祉の輪～

本計画では、だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支え合える社会を作っていこうというソーシャル・インクルージョンの実現を基本理念とする。

5. 基本理念を実現するための3つの方向性

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」

方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」

方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」

6. 計画の検証・評価

計画の進行管理においては、従来の量的指標だけではなく、市民の意見といった質的指標も取り入れながら検証・評価を進めてく。

7. 今後の予定

パブリックコメント	令和2年12月11日～令和3年1月15日
神戸市市民福祉調査委員会	令和3年1月下旬
計画公表	令和3年3月

「第8期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）」の概要

1. 趣旨

介護保険法に基づく介護保険事業に関する事、及び老人福祉法に基づく老人福祉事業について、「神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定。

2. 計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間

3. 計画の概要

【基本理念】

- ・高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように
- ・自己決定の尊重
- ・安心してサービスを利用できるように
- ・介護保険制度の適切な運営のために

【最重点目標】

- ・健康寿命の延伸

【重点目標（施策の柱）】

- (1) フレイル予防をはじめとした介護予防の推進
- (2) 地域での生活の継続に向けた支援
- (3) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進
- (4) 安全・安心な住生活環境の確保
- (5) 人材の確保・育成
- (6) 介護保険制度の適正運営

4. 今後の予定

介護保険専門分科会 令和2年12月11日

※第8期計画期間の保険料の概算も提示

パブリックコメント 令和2年12月18日～令和3年1月22日

介護保険専門分科会 令和3年2月上旬

介護保険条例改正案上程 令和3年2月議会

※第8期計画期間の保険料を規定

計画公表 令和3年3月

「神戸市障がい者プラン（案）」の概要

1. 位置づけ

障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画」および障害者総合支援法に基づく「第6期神戸市障がい福祉計画」ならびに児童福祉法に基づく「第2期神戸市障がい児福祉計画」を一体的に策定したもの。また、「こうべの市民福祉総合計画」の分野別計画である。

2. 計画期間

○神戸市障がい者保健福祉計画

令和3年度～令和8年度までの6年間

○第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度までの3年間

※第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度までの3年間

⇒令和5年度に別冊にて策定予定

3. 基本理念

『障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくります。』

4. 実現に向けた施策

○神戸市障がい者保健福祉計画

(1) 生活支援サービスの充実

相談支援体制の充実、事業所への指導監査・質の向上など

(2) 地域移行・地域生活のための支援

施設入所者の地域移行、精神障がい者の地域包括ケアシステム、災害時の対応など

(3) 障がいのある子どもへの対応

相談支援体制の充実、重度の障がい・医療的ケアの必要な子どもへの対応など

(4) 就労に向けた支援

一般就労に向けた支援・定着支援、福祉的就労の促進など

(5) 社会参加への機会促進

スポーツ・文化芸術活動などの促進、情報アクセスの保障、外出のための支援など

(6) 権利擁護・差別の解消

啓発、障がいのある人への差別解消・虐待防止、成年後見制度等の利用促進など

(7) 人材の確保・育成、資源の確保

介護人材の確保、職員研修の充実、地域での担い手の育成など

(8) 包括的支援体制の構築

相談支援体制の強化・見直し、支援体制の包括化、情報共有・ICT化の推進など

○第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画

◆成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

◆障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所
- (3) 居住系サービス等
- (4) 相談支援
- (5) 障がい児福祉サービス
- (6) 発達障がいのある人に対する支援
- (7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み
- (9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

◆地域生活支援事業の種類ごとの見込み量と確保の方策

5. 計画策定

本計画は、障害者基本法に基づく神戸市障害者施策推進協議会において、障がい当事者などの意見や障がい者生活実態調査（令和元年度実施）、障がい者関係団体等へのヒアリング、自立支援協議会、神戸市療育ネットワーク会議からの意見などをふまえて議論を行い策定する。

6. 計画の検証

本計画は、PDCA サイクルを導入し、神戸市障害者施策推進協議会において、定期的に評価・検証等を行う。

7. 今後の予定

パブリックコメント	令和2年12月11日～令和3年1月15日
神戸市障害者施策推進協議会	令和3年2月3日
計画公表	令和3年3月

みんなでデザインする福祉の輪
～ソーシャル・インクルージョンの実現～
＜“こうべ”の市民福祉総合計画 2025＞

(案)

令和●年●月

神戸市

しみんふくしそごうけいかく
“こうべ”の市民福祉総合計画2025

目次

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例	1
2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の取組み	1
3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化	2

第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025	5
2. 基本理念	7
3. 圏域・活動エリア	8
4. 計画を推進する主体	9

第3章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」	11
方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」	13
方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」	16

第4章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理	18
2. 検証・評価のイメージ	18

コラム

市民福祉と SDGs.....	4
子育て支援における地域とのかかわりについて	10
新しい生活様式における地域福祉活動	12
複雑化・多様化する福祉課題	15
多様な主体の連携	17
地域包括ケアシステム ～3つの方向性の実現～.....	22
多様化する人権課題.....	23

資料編

1. 分野別計画等	資料編	1
2. 「“こうべ”の市民福祉計画 2025」策定までの取組み	資料編	4
3. 市民福祉調査委員会委員名簿	資料編	5

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（平成 19 年 2 月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の策定にあたって

1. 神戸市民の福祉をまもる条例

神戸市では、昭和52年（1977年）に全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」）を制定しました。

市民福祉条例では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

2. “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の取組み

前計画である“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 では、こうした市民福祉条例の考え方にに基づき、行政による福祉サービスの提供をはじめ、市民・事業者らの参画を促進し、連携の強化に努めてきました。地域活動への参画として、ボランティアセンターでは、活動に役立つ情報提供や講座の実施とともに、ボランティア活動をしたい人と助けを借りたい人をつなぎ、市民の参画を促すような取組みを進めています。また、くらし支援窓口では生活困窮者等への支援に取り組むとともに、地域福祉ネットワーク（区社会福祉協議会）らと連携をとりながら、複雑化・多様化する地域の課題解決に向けた取組みを行っています。

一方で、国においても地域共生社会^{*}という理念が打ち出され、また、令和2年（2020年）6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、包括的な支援体制の構築などが示されるなど、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、地域に関わる様々な主体が連携しながら包括的な支援を行うことが求められています。

神戸市においても、こうした国の動向に注視しながら、今後も引き続き関係者との連携を深め、取りこぼしのないよう包括的な支援が求められます。

※地域共生社会：制度・分野の枠や、支える側・支えられる側という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら創っていく地域や社会。

3. 市民福祉を取巻く社会情勢の変化

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会に突入しています。神戸市においても総人口の減少とともに、高齢者人口の増加（生産年齢人口の減少）が見られます。この傾向は今後も続くと考えられており、2030年には約32%が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。

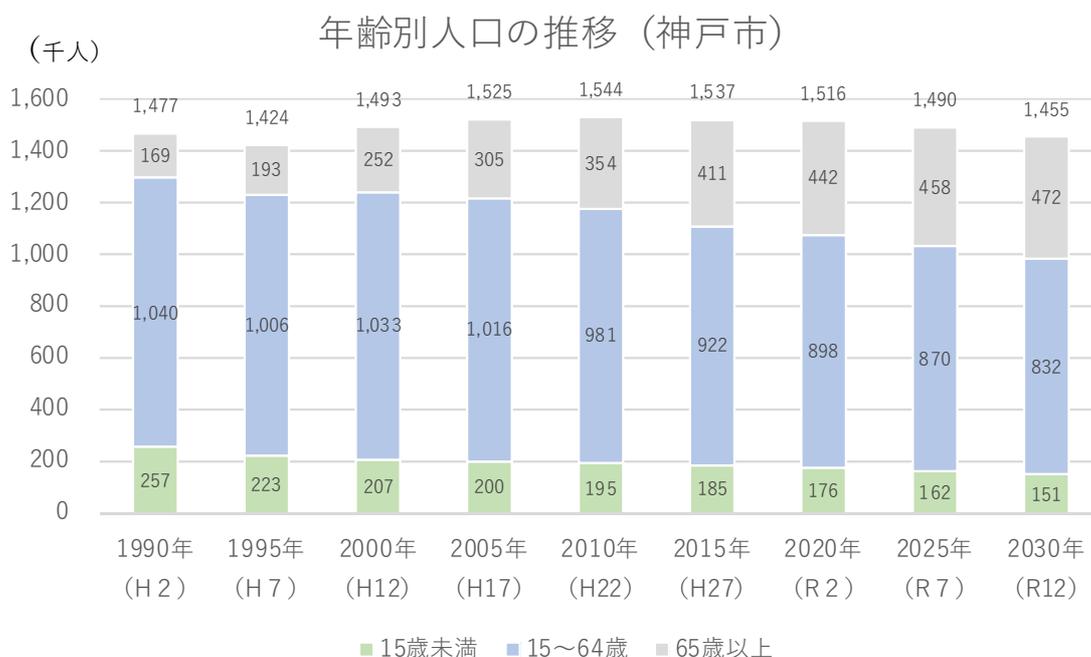
働き方、住まい方の変貌は、家族のあり方や生活様式にも影響を及ぼし、単身世帯、高齢者のみの世帯の増加をもたらしました。人と人とのつながりの構築に困難を生じる場合も増え、無縁社会と呼ばれる状況が生まれるなかで、近隣とのつながりが保てない方や、悩みを打ち明けられずに孤立している方がいます。無縁社会の広がりや、市民の孤立を助長し、セルフネグレクトや孤独死といった課題につながっていく恐れがあります。

また、令和元年度に実施した市民意識調査によると、約2割の方が現在孤独であると感じており、世帯別では単身世帯がそう感じる割合が高く、幸福度合いも低いことが分かります。

2020年に起きた新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活や経済活動が大きな制約を受け、人との接触削減が求められる等、新たな社会情勢に直面しています。

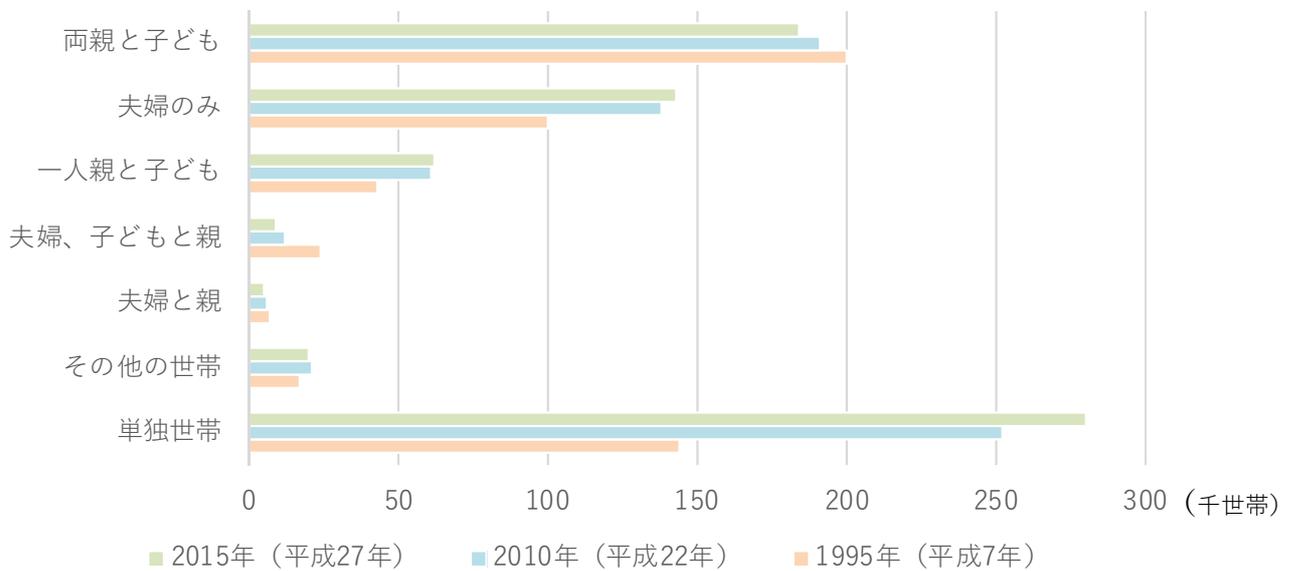
懸念される状況の中でも、神戸市では医療産業都市や健康創造都市等の取組みが行われており、元気な高齢者の活躍を後押しできる環境があります。地域に元気な高齢者が増えるということは、地域活動に関わることでできる人口が増えているともいえます。

地域の中では、様々な取組みが行われ、高齢者だけでなく、若い世代が地域活動の担い手として活躍できるように支援する取組みも始まっております。



※2015年（H27）までは国勢調査、2020年以降は神戸人口ビジョン[改訂版]より引用
 ※2015年（H27）までの全市人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない

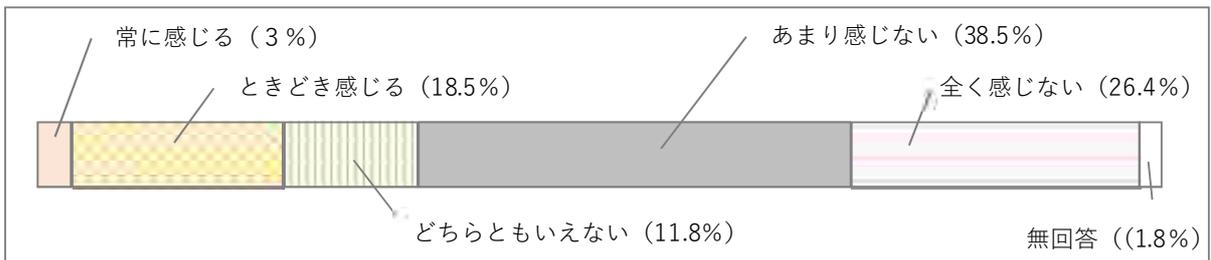
家族類型別世帯数の推移



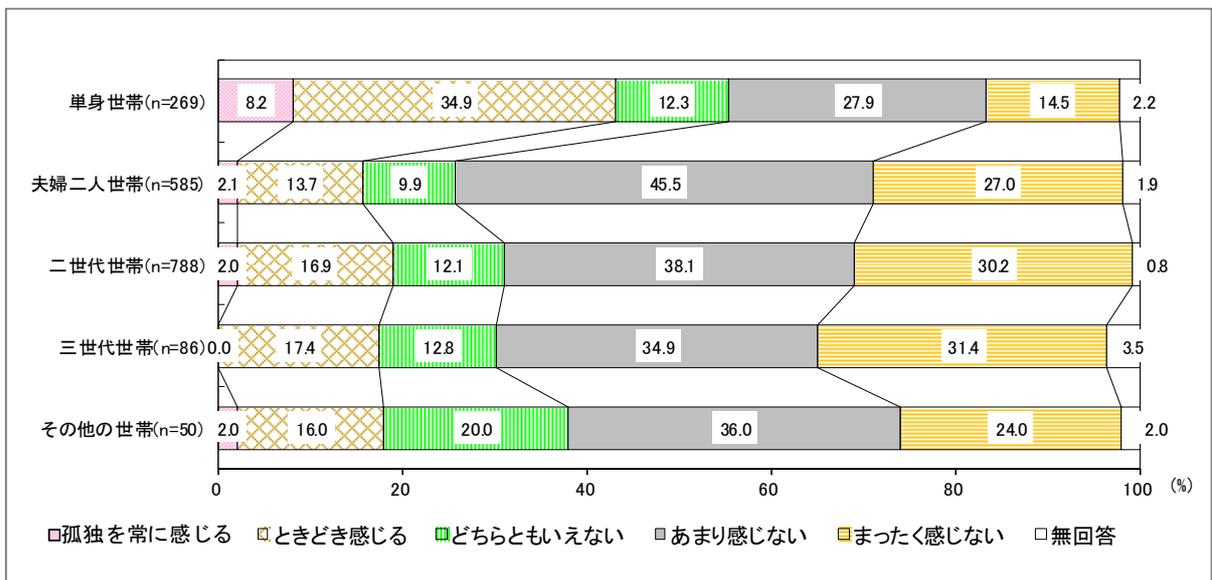
※国勢調査より

< 市民福祉に関する行動・意識調査結果より (R2.3) >

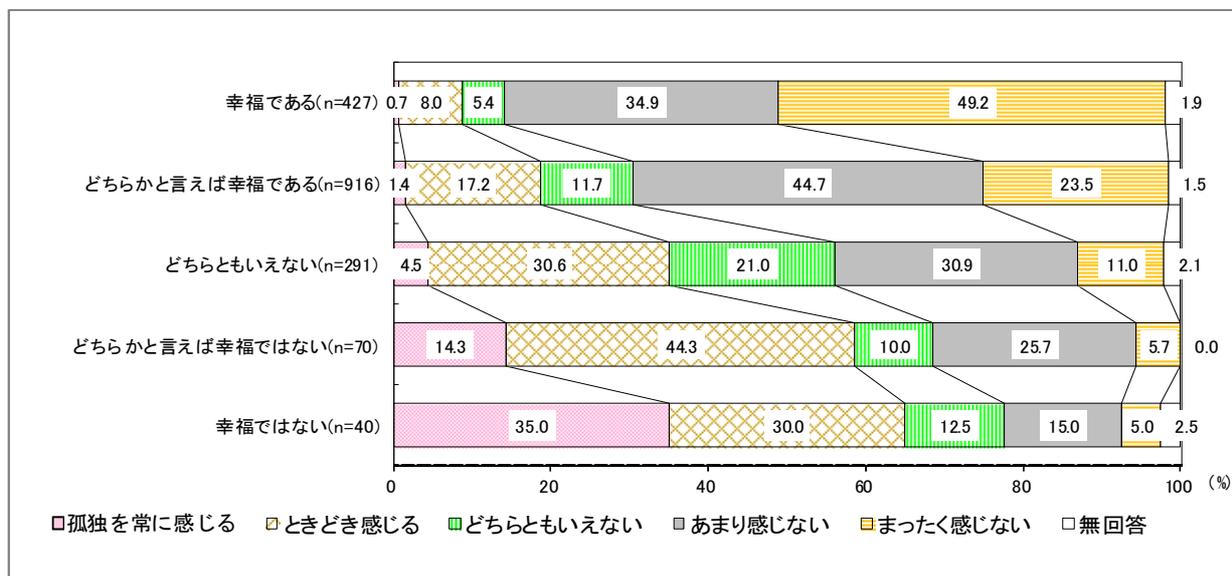
【孤独感について ～孤独であると感じるか～】



【世帯構成×孤独感 ～世帯構成別 孤独であると感じるか～】



【孤独感 × 幸福感 ～主観的幸福感別 孤独であると感じるか～】



コラム 

「市民福祉と SDGs (持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals)」

SDGs という言葉を聞いたことはないでしょうか。下記のイラストを目にすることは増えてきていませんか。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際社会共通の目標です。貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取組みを進めるため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。「3 すべての人に健康と福祉を」や「5 ジェンダーの平等を実現しよう」など福祉に関わる目標も設けられています。

大きなテーマですが、個人での取組みとして「人種や性差別をしない」「薬物を乱用しない」といったことも SDGs の達成のために挙げられています。

SDGs に法的な拘束力はありませんが、多くの企業がこの取組みに賛同し、当事者意識を持ちながら、経済活動を展開しています。



第2章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. “こうべ”の市民福祉総合計画 2025

市はこれまで、市民福祉条例に基づいて、市民福祉の理念を実現するために、市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取り組みを行ってきました。計画の進捗と社会環境の変化に合わせて見直しを行ってきており、“こうべ”の市民福祉総合計画 2025（以下「本計画」）は、第12次の市民福祉総合計画となります。

本計画は市民福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・事業者・行政が地域福祉の推進を目指し、ともに築き上げていくための計画でもあります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」（目標年次：2025年）及び「神戸2025ビジョン」（目標年次：2025年度）とは相互に連携・補完するものです。

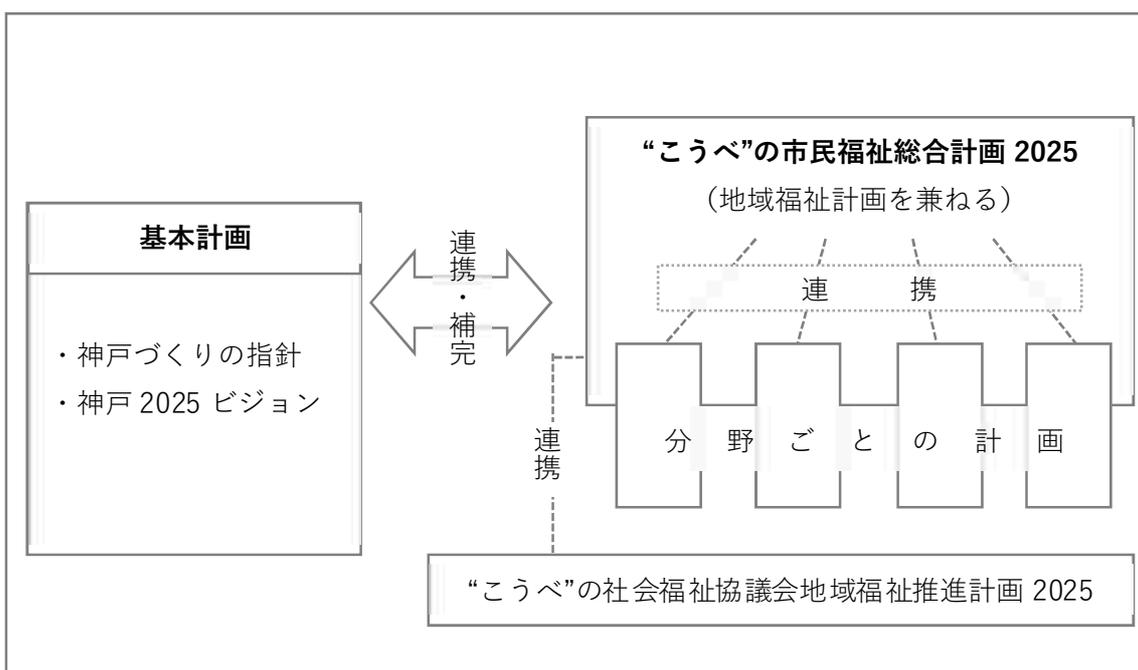
さらに、高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプランなどの分野ごとの計画が策定されており、本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、総合的な計画という意義があります。

なお、「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げており、「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

○本計画の変遷

昭和				平成		
52-54	55-57	58-60	61-63	元-3	4-8	9-13
1977-1979	1980-1982	1983-1985	1986-1988	1989-1991	1992-1996	1997-2001
					市民福祉復興プラン (7-9) (1995-1997)	
“こうべ”の 市民福祉計画		新・“こうべ”の市民福祉計画			“こうべ”の市民福祉 総合計画	
第1次 3か年 計画	第2次 3か年 計画	第3次 3か年 計画	第4次 3か年 計画	第5次 3か年 計画	前期実施 計画 (第6次)	後期実施 計画 (第7次)

平成				令和	
14-18	19-22	23-27	28-2	3-7	
2002-2006	2007-2010	2011-2015	2016-2020	2021-2025	
“こうべ”の市民福祉 総合計画 2010		“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2015 (第10次) (統合)	“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2020 (第11次)	“こうべ”の 市民福祉総 合計画 2025 (第12次)	
当初5か年 実施計画 (第8次)	後期実施 計画 (第9次)				
	地域福祉 計画				



2. 基本理念

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」は、その基本理念を次の通り定めます。

誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現

～みんなでデザインする福祉の輪～

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指します。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり合いを持ち、協力することが必要です。さらに、市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

本計画では、市民福祉条例の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するため、2025年を目標年次とし、前計画に続きソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の実現を目指します。

「市民福祉条例」には、「市民は、サービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参画・活動していくことで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる」という「市民福祉」の基本理念が定められています。

また、人口減少が進む中で、人々の地域への意識をどのように高めるのかが問われています。地域活動の継続を図る一方で、地域を支える新たな人材と活動を育てる必要があります。

市民の皆さんが安心して暮らし、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民、事業者、専門機関、行政の連携をより深め、みんなで福祉の輪を広げていきましょう。

そして、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せず、にその人らしい生活を送ることができるような社会を目指しましょう。

3. 圏域・活動エリア

ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、取り組むべき内容ごとに必要かつ効果的な圏域を設定し、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

こうした仕組みの下で、地域で孤立しがちな住民を見逃さず、孤立を生まない地域づくりにつなげるとともに、地域福祉活動者と福祉専門職だけでなく、多様な主体が協働するネットワークを広げることが大切です。

また、こうした空間的な分類の他に各種テーマで結びつく圏域もあると考えられます。NPO や活動団体、医療機関や事業所、障害者支援センター、こども家庭センター、ひきこもり支援室等の多くの専門機関があり、このような機関を軸に活動を行うことも必要です。

圏域	考え方・取組み（一例）
近隣	<p>日常的な交流により、支援が必要な人を把握し、見守りや日常の支援を行う圏域。</p> <p>民生委員や主任児童委員による見守り等が行われています。</p>
ふれあいのまちづくりエリア（概ね小学校区）	<p>市民相互で困りごとや希望を伝え合い、ともに助け合い、必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していく支え合いの基礎的な圏域。</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会が結成され、市民に身近な地域福祉センターをはじめとする、地域に根ざしたふれあいのまちづくり事業が行われています。</p>
日常生活圏域（概ね中学校区）	<p>身近な地域課題を解決するための、専門的な窓口等が整備されている圏域。</p> <p>あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が設置され、専門的かつ包括的な相談及びマネジメントを行っています。</p> <p>また、地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることが出来るよう地域包括ケアシステムが構築されています。</p>
区域	<p>個人や地域の複合的な課題を解決する仕組みが整備されている圏域。（支援者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）</p> <p>区社会福祉協議会は、地域福祉ネットワークや各コーディネーターへ地域の課題が集まり、各専門機関につなげ解決していく仕組みをつくっています。</p> <p>区役所・支所にくらし支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える個人や世帯への包括的な相談支援体制を構築しています。</p>
市域	各圏域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進める圏域。

4. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

主体	担うべき役割・あり方
市民	子どもから大人まで全ての市民が、ソーシャル・インクルージョンの実現を意識し、人を思いやり、社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。
地域住民組織	民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいはふれあいのまちづくり協議会など、地域の住民による諸団体は、コミュニティの絆を深め、参加住民を増やす環境づくりが期待されます。
NPO・ボランティア等	小規模なものから生活協同組合、一般社団法人など大規模な組織までの様々な団体が、地域の中でその専門性を生かし、他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。
社会福祉法人・社会福祉施設等	豊富な人材や専門的なノウハウを、地域に向けても発揮し、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割を担っています。
保健医療機関等	市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等を提供し、医療と介護の連携をはじめ、行政・地域住民組織等なども含めた福祉関係者全体の顔の見える関係づくりといった連携を行います。
地域の企業・事業所	企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。 また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや多様な働き方の推進も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。
教育機関等	専門知識・技術を持った人材の育成や、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働し、地域主体の生涯学習や防災活動などの取組みを進め、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とする、地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の企画・提案が期待されています。
行政	地域福祉の推進に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域の身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、複雑化する福祉課題への対応やその予防など様々な市民福祉課題に対応していきます。 また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

コラム

「子育て支援における地域とのかかわりについて」

神戸市では、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を解消し、子どもの特性、地域の実情を踏まえながら、妊娠・出産期から学齢期において切れ目のない支援を提供することにより、子どものより良い育ちの実現を目指しています。

そのためには、行政だけではなく、社会全体が子ども・子育て支援に対する関心や理解を深めるなど、市民の参画が必要不可欠です。

地域とのかかわりに関する一つの例として、「子どもの居場所づくり」においては、子どもたちに、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所を提供し、地域を主体とした間口の広い取組みを行っています。

地域団体だけでなく、地域子育て支援センター、児童館、大学と連携したひろば、おやこふらっとひろば等の地域における子ども・子育て支援施設も核としつつ、地域が保護者と子どもを支え、地域コミュニティの中で、保護者が保護者同士や地域の人々とのつながりを持つよう、すべての子育て家庭を地域で支える取組みを引き続き進めていきます。



あさひキッチン（あさひ児童館）

地域の方が提供してくれる野菜を使って家庭的な料理を提供しています。また、地域の方による英語教室や地域の高齢者と一緒に将棋に興じる等第二の家庭のような雰囲気の中で過ごしています。（運営：社会福祉法人報恩感謝会）

第3章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～

本計画に掲げる基本理念の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めていきます。

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。

福祉サービスが有効に機能するためには、地域の一人ひとりの理解を高め、つながりを広げること、さらに日常生活を維持する取組みに多くの人が参加することが大事です。

○現状・今後の方向性

これまでの社会福祉の分野では、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきましたが、昨今、個人や世帯が抱える問題が多様化し、個別性が高いため、これまでのような属性別の専門的支援だけでは対応に苦慮するケースが増えてきています。

また、地域社会の担い手が減少している一方で、地域活動の多くは高齢者が担っている現状があります。高齢人口が増加していることは、潜在的に地域活動に関わることのできる人口が増えているともいえます。

「市民福祉条例」では、市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら主体的に参画・活動していくことが求められており、ソーシャル・インクルージョンの実現のためには、誰もが主体となって参画していくことが必要といえます。

地域の担い手が減少するなかでも、「つながり」を求める若者は増えており、テーマ型のNPOを通じて地域活動に参加する若者や社会人も増えています。また、地域の中で高齢者の果たす役割が重要になっており、担い手になろうという気持ちが芽生えたときに円滑に参加できるような仕組みが必要です。あわせて、こうした市民の活動が定着するよう、ボランティア・NPO団体等への支援や幅広い層の人がボランティア活動に関心を持てるような取組みとともに、福祉についての正しい理解を促す教育・意識づくりが必要となります。

社会福祉法人による地域社会への貢献、学校施設を拠点とした地域活動、企業の社会的責任（CSR）の取組みなど、様々な主体による参画も広がりつつあり、このような取組みは今後必要といえます。

○具体的な取組み例

- ・つどいの場の推進により、地域の方が集まれる場所をつくり、楽しみながら介護予防が継続できるよう支援します。
- ・ボランティアセンターを運営し、活動に役立つ情報提供や講座の実施、登録ボランティアの紹介などを行い、様々な方法でみなさんのボランティア活動をサポートします。
- ・NPO 法人に関する専門知識を有している中間支援団体とともに、NPO 法人の設立支援や円滑な法人運営の支援を行います。
- ・ふれあいのまちづくり協議会への支援を行い、地域住民が主体的に取り組むさまざまな活動を支援します。

コラム

「新しい生活様式における地域福祉活動」

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民の交流や見守り、生きがいをづくりを目的に実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼし、外出自粛や人との接触削減が求められたことにより休止を余儀なくされました。

こうした活動に支えられてきた方々は社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。今後、市民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことに併せて、地域福祉活動等も「with コロナ」に対応した新たな取組みが求められています。厳しい制約がある中でも、各主体が知恵を絞り、時代に即した取組みを次々に生み出し、実践しています。

例えば、これまで訪問により行っていたひとり暮らし高齢者等への見守り活動では、電話や SNS 等を用いて連絡を取り、相手の気持ちに寄り添い、少しでも不安を軽減できるよう工夫しながら活動をされています。また、オンラインでもつながれるように、SNS アプリの使い方を教える取組みも開催されています。お店においても、配慮が必要な方（高齢者、妊産婦等）が安心して買い物ができるように専用の時間帯を設けるといった取組みも行われています。

このように、多くの事業者や市民・NPO が試行錯誤しながらいろいろな取組みをされています。こうした取組みをより有効なものにしていくためには、市民の皆さんの積極的な関わりがとても重要になってきます。大げさなことではなく、一人ひとりの取組みが、感染拡大を防ぎ、誰にとっても安心して出かけられる環境づくりの第一歩となります。



電話による地域見守り活動

方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」

市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している現状においては、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制を作るとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

さらに、少子高齢化などの社会課題や科学技術の進歩などにより、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

○現状・今後の方向性

福祉に関連する各サービスについては、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられるよう、神戸市障がい者プランや神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画、神戸っ子すこやかプランなどにより、それぞれの分野での施設整備など基盤整備を進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化の中で、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、こうした課題に対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、高齢者、障がい者、子ども等に関わる包括的な支援体制の構築などが示されました。神戸市においても、関係機関の連携による切れ目のない相談体制と様々な福祉課題に対応できる包括的な支援体制を充実する必要があります。

そして、市民が福祉サービスを利用するために、福祉に関する情報を容易に入手できるようにするとともに、専門機関への相談方法が分からない人、自らは相談に行きたくない人、

本人に課題があると理解に至らない人など、社会的に孤立している人の支援を行うために、地域に出向き、情報を集めて状況を把握するといった、支援を行う側が早期に、かつ積極的に接点を見つける努力が求められています。

<多様性（ダイバーシティ）の理解>

少子・超高齢社会を迎えた中で、日常的な地域での支えあいや市民一人ひとりの思いやりにあふれ、急増する高齢者をはじめ、子どもや障がい者、妊産婦、外国人、性的少数者など誰もが暮らしやすいまちづくりが不可欠です。相互に人格と個性を尊重し合いながら多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会の実現に向けた取組みが求められています。

<権利擁護・虐待防止>

誰もが安心して生活できる地域生活の確保のためには、成年後見制度などの権利擁護や子ども、高齢者、障がい者の虐待の防止や配偶者からの暴力の防止が必要です。実態を把握し、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応できる体制づくりが求められます。

<居住の安定確保>

あわせて、誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、世帯の特性に応じた住まいの確保、ライフステージに応じた住み替えの支援等が求められます。

生活環境は絶えず変化しており、今後、科学技術の進歩や災害等による変化、また、それぞれの家庭を取り巻く環境も変わってくることが想定されますが、こうした課題に対しても柔軟に対応していく必要があります。

○具体的な取組み例

- ・地域福祉ネットワークによる地域の困りごとの相談や関係機関へのつなぎ、そのためのネットワークづくりやくらし支援窓口、ひきこもり支援室等と連携したアウトリーチによる多様な支援を行います。
- ・すべての人が互いの違いを認め、多様性を尊重できるよう、映画会や講演会、啓発冊子の配布等を通じて、正しい知識の習得と差別や偏見をなくすための教育・啓発を実施します。
- ・認知症神戸モデルの推進とともに、認知症に対する市民の理解を促進するなど、医療や介護、福祉の連携と地域の力の充実により、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・ショートステイの充実等により、在宅介護が困難な場合での対応や一時的にケアを代替することでリフレッシュをしてもらうなど、本人だけでなく、家族に対する支援も進めます。

「複雑化・多様化する福祉課題」

これまで日本の社会保障は、分野ごとの専門的支援が提供されてきました。その一方で個人や世帯の抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、8050 問題等）してきています。こうした制度の狭間における問題をかかえる人を取りこぼさないためには、関係機関の連携がこれまで以上に必要になってくると考えられます。

神戸市社会福祉協議会では、平成 23 年（2011 年）より各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークを配置し、関係機関との連携強化に向けて関係づくりを進め、アウトリーチによって地域に入りながら課題の掘り起こしを行っています。地域福祉ネットワークだけでなく、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターなどが横断的に連携し社協の総合力を高め、住民に寄り添いながら、福祉課題の解決に向けて日々取り組んでいます。

また、制度の狭間における問題としてひきこもりの問題があります。様々な要因が絡みあって生じている問題であり、長期化すれば心身の健康に深刻な影響を与え、社会参加が難しくなります。これまでも、前述の地域福祉ネットワークやくらし支援窓口、保健センターなどでも相談に応じてはいましたが、ひきこもりに関する市の総合支援拠点として、令和 2 年 2 月に「神戸市ひきこもり支援室」を開設しました。ひきこもりは個人の責任ではなく、社会的孤立という社会的な課題と捉え、関係者と連携をしながら全市的に総力をあげての取り組みを開始しました。相談・支援の最前線として、相談窓口に出向くことが難しい相談者に対しては、アウトリーチによる支援を行うなど、拠点型・アウトリーチ型双方の利点を活かしながら本人やそのご家族に寄り添う支援を行っています。

また、人とのつながりが希薄化する中では、本人と支援者がつながり続けることでセーフティネットとして機能すると考えられており、神戸市でも「居場所づくり」に取り組んでいます。例えば、障がい者の居場所づくりとしては地域活動支援センターがあり、市の補助を受けて民間事業者がそれぞれの特色を活かしながら運営しています。

他にも障がい者に限らず、居場所づくりとして、市民・NPO・企業などが集い、協働でいろいろな取り組みを実施したり、地域活動の困りごとへの相談や実践的な対応などができる拠点施設を設けている例もあります。



地域福祉ネットワークによる
相談活動の様子

方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体がつながる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

○現状・今後の方向性

現在各地域では、ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理運営や地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施したり、民生委員が地域の要支援者等の訪問や相談など地域住民が安心して暮らせるような支援を行ったり、地域福祉の推進主体として様々な活動をしています。

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題については、市民・事業者・行政といった多様な主体が話し合いや活動を通じて、取り組んでいく必要があります。

そのためには、区社会福祉協議会をはじめとして生活課題を抱える人やその支援に携わる人など多様な主体がネットワークを構築した上で、地域福祉課題を解決するための新たな仕組みや取組みについて協議する場（福祉プラットフォーム）の設置の広がりが求められます。

さらに複雑化・多様化する地域課題に対応していくためには、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。現在、各区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワークは、このネットワークづくりの中心的な役割を期待されており、地域団体や専門機関等との関係づくりや新たな担い手の発掘等、関係者とのネットワークづくりを行ってきました。これまでに構築した既存のネットワークも生かしながら、今後も潜在化するニーズの把握や、様々な相談に対応する支援の仕組みづくりが求められています。

地域課題が複雑化・多様化するなかで、地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う地域づくりを目的とした総合的なコミュニティ支援が求められています。支援を必

要とする人を孤独にしないように、また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも、身近な居場所が必要であり、一人ひとりが地域の一員であることを意識し、市民・事業者・専門機関・行政がそれぞれの役割を認識しながら、住民同士で見守り支え合える地域づくりを進めることが必要です。

○具体的な取組み例

- ・ 地域の実情に応じて、本庁と区役所などが企業、大学、NPO など様々な力を活用し、地域コミュニティの推進を図ります。
- ・ 自立支援協議会や地域ケア会議などにより、関係者の連携を図ります。
- ・ ほっとかへんネットによる社会福祉法人の連携強化による地域支援。
- ・ 市内福祉施設と連携し、福祉体験学習（ワークキャンプ）を通じて、中学生・高校生の福祉に対する関心や理解を深めます。

コラム

「多様な主体の連携 ～ほっとかへんネット兵庫～」

現在、障がいや高齢、保育、社会的養育などいろいろな分野において多様な福祉サービスが提供されており、多くの市民に利用されています。

一方で、地域社会では少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化の中で、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。こうした地域福祉課題を軽減、解決に導くためには、異業種の施設の専門性を集約し、多様な主体と情報共有や連携をし、「共に考え共に動く」仕組みが必須であり、現在各区において社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）が組織されています。

ほっとかへんネットでは各区の特性に沿った活動を展開しており、ほっとかへんネット兵庫では、全法人が賛同し施設同士がお互いの顔が見える近い存在で繋がりを強めるために、実務者会は施設を順に回って業務内容を理解することから始まり異業種間の絆を深めています。また、災害時における施設間の共助体制や福祉支援体制の研究を行うとともに、生活困窮や精神的不安等により物があふれた家の片付けと、その後の見守り活動等も行っています。そして、相談活動を最も重要な活動とし、各施設における日常的な相談やイベント等における相談デスクの設置といったことも行っています。

施設間のつながりを深め、また、地域福祉ネットワークとも協力しながら、誰もが幸せを感じて暮らせる地域づくりのための活動を行っています。



片付け活動の様子

第4章 計画の検証と評価

1. 計画の進行管理

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の実施期間である令和3年度から7年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取組みを行う重要な期間です。

地域課題が複雑化・多様化するなかでも、誰もが安心して自分らしく暮らせるためには、福祉サービスと包括的な支援体制の整備とともに、市民一人ひとりの参加、そして、それら地域に関わる様々な主体がつながる基盤をもち、連携していくことが必要となってきます。そのため、計画の進行管理においては、従来の量的指標だけでなく、市民の意見も取り入れることで、課題の解決や予防・早期発見を目指し、検証を進めていきたいと考えています。

2. 検証・評価のイメージ

検証・評価については、大きく以下のような方向で進めていきます。

- ① 3つの方向性ごとに目標（アウトカム）を想定。
- ② 各方向性の推進（アウトカムの実現）のための視点を整理
- ③ ②に資する事業・取組みの整理と参考指標（アウトプット項目）を整理
- ④ ③の指標や市民の意見をもとにアウトカムを検証
- ⑤ 検証結果より施策の重点化や目標の修正を行う



それぞれの方向性ごとのイメージは次の通りです。

方向性1 「みんなが参加、行動できる人づくり」

①参加しやすい地域づくり

市民が地域づくりに参加できるように、地域での合意形成を図る仕組みづくりや、市民が参加するための健康づくりなどの取組み。

- (例)・集まりやすい環境づくり (地域福祉センター、介護予防事業等)
・ボランティア活動の推進

②参加の継続と定着を促進 (活動の支援)

市民の活動が継続、定着するような支援。

- (例)・地域コミュニティ支援、民生委員活動の支援、NPO 支援

アウトカム

(量的指標)

- ・各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加

(質的指標)

- ・事業を通じて参加者や利用者の市民福祉が向上する。
- ⇒利用者アンケートやヒアリング等により検証

方向性2 「安心を保障できる仕組みづくり」

①各分野施策を横断化する包括的な支援体制の整備

福祉サービスを安定して提供するとともに、各サービスや相談窓口についての情報を簡単に入手できる仕組みづくりおよび多様化・複雑化する福祉課題への対応。

- (例)・介護サービスの提供、障害福祉サービスの提供、子育て環境の確保
- ・福祉情報の提供
 - ・包括的な相談体制、ひきこもり支援室
 - ・貧困の世代間連鎖の防止（保護、生活困窮、ひとり親支援等）・就労支援

②その人らしい暮らしの実現への取組み

孤立していたり、生きづらさを感じたりしている人や世帯の暮らしやすさの向上。新たな福祉課題への対応。

- (例)・居場所づくり
- ・ダイバーシティの理解
 - ・権利擁護、障がい者虐待防止
 - ・認知症対策の推進
 - ・暮らしやすい住環境

アウトカム

(量的指標)

- ・制度や窓口の認知度上昇

(質的指標)

- ・サービスの受け手となる市民が、支援を受けたことにより、孤独感、不安感が減少する。
 - ・これまで孤立していた市民が相談窓口につながり、適切なサービス利用につながる。
- ⇒ネットワークや相談員等からのヒアリング、事例提出等により検証。

方向性3 「人と人がつながり支え合う環境づくり」

①地域活動主体の連携を強化する取組み

市民・事業者・行政の連携の強化。

(例)・ほっとかへんネット、地域福祉ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー）

- ・ 自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議
- ・ 要援護者支援
- ・ 地域コミュニティとの連携（行政や専門職との連携）

②地域共生社会の実現（啓発）

地域共生社会の実現に向け、市民ひとりひとりが地域の一員であることを意識できるよう啓発等を行う。

(例)・人権啓発、UDの普及・啓発

- ・ 地域で子どもを育む意識の向上

アウトカム

(量的指標)

- ・ 各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加

(質的指標)

- ・ 事業を通じて参加者や利用者の市民福祉が向上する。

⇒利用者アンケートやヒアリング等により検証

コラム

「地域包括ケアシステム ～3つの方向性の実現～」

地域包括ケアシステムとは、高齢者が、住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続け、ニーズに応じた住宅に居住することを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保し、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のこととされています。

地域包括ケアシステムの実現のためには、介護が必要な状況となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、多様な担い手による日常生活を支援する仕組みづくりや、高齢者自身が介護予防（健康づくり）に取り組むことが重要です。

また、生活支援・介護予防に加え、住まいを中心に、介護・医療が一体的に提供される体制づくりを地域の実情に応じてつくっていくことが必要です。

<地域包括ケアシステムの実現に向けたポイント>

- 医療・介護、行政の関係者が連携・協力していくこと
 - 市民や関係者が地域に関心を持つこと
 - 市民一人一人が家族や地域の中で役割を持つこと
 - ご近所で生活する人々とつながり、互いに見守り合うこと
 - 地域みんなで介護予防に取り組むこと
- ⇒高齢者が活躍し、みんなで支え合う地域づくり

神戸市では、高齢者が安全・安心な生活を続けることができるよう、地域の多様な機関、事業者、NPO等との連携により、あんしんすこやかセンターが総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、日常生活を支援する仕組みづくりや介護予防に取り組むため、介護保険法の改正にあわせて、2017年4月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。支援が必要な方に向けた訪問型・通所型サービスや、地域での介護予防・生きがいくりの場の提供に加えて、フレイル（※）予防の取り組みも進めています。

さらに、医療介護サポートセンターをはじめとする医療介護連携の取り組みの推進により、切れ目のない在宅医療・介護提供体制を構築していくことで、神戸市の「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

※「フレイル」とは、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。しかし、フレイルであることに早めに気付いて、適切な対策を取れば、元の状態に戻ることも出来ます

「多様化する人権課題」

人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人ひとりが、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、相互に尊重しあい、その共存を図っていくことが重要です。

性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。すべての人が、互いにそれぞれの違いを認め、多様性（ダイバーシティ）を尊重し合うことは、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利といえます。

近年では性の多様性についての報道も耳にする機会が増えてきました。性については多様なあり方があり、LGBTQ(※1)という言い方で知られるようになってきましたが、SOGIE（ソジー）(※2)という性の多様性を表す言葉もあります。

日本では男女の性区分と異性愛を前提とする社会のなかで、それに該当しない人達は、差別や偏見の対象となることをおそれ、周囲に自分の性のあり方を知らせられなかったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられたりして苦しんできました。

性別や性的指向に関わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、性の多様性についての正しい知識と差別や偏見をなくすための教育・啓発を実施していきます。

また、神戸市に居住する、多様な民族文化に彩られた外国人の存在は、神戸市の国際性を示すひとつの象徴ともいえます。多くの分野でグローバル化、ボーダーレス化が進むなかで、国籍や民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う「多文化共生社会」の実現が求められています。神戸市では、その実現にむけて「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」を制定しました（令和元年度）。今後この条例に沿った施策をすすめていきます。

さらに、日本固有の問題として歴史制度に起因する同和問題があります。平成28年(2016年)には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立するなど、部落差別の解消に向けたさらなる推進が求められています。神戸市でもこれまで積み上げられてきた成果を踏まえて同和問題への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んでいきます。

※1 LGBTQ…L:lesbian(女性同性愛者)、G:gay(男性同性愛者)、B:bisexual(両性愛者)、T:transgender(「からだの性」と「こころの性」が一致せず、からだの性と異なる性別を生きようとする人)、Q: Questioning (自身の性を明確に定義していない人)

※2 SOGIE…SO:sexual orientation (性的指向)、GI:gender identity (性自認)
E:expression (性表現)

資料編

1. 分野別計画等

神戸市では、高齢者保健福祉計画や神戸市障がい者プラン、神戸っ子すこやかプランなどの分野ごとの計画が策定されており、「こうべ」の市民福祉総合計画 2025」は、市民福祉の総合的視点からこれらの市民福祉に関する分野別計画と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していきます。さらに、個々の事業とも連携を図るとともに、地域福祉の視点から市民や事業者の主体的参加により、地域福祉を推進していきたいと考えています。

計画・概要
第 8 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（2021～2023） 「老人福祉法」に基づく、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）および、「介護保険法」に基づく、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定したもの
神戸市障がい者プラン（2021～2026） 「障害者基本法」に基づく、障がいのある人の基本的な施策に関する計画（障がい者保健福祉計画）（2021～2026）および、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい福祉計画）（2021～2023）ならびに「児童福祉法」に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等に関する計画（障がい児福祉計画）（2021～2023）を一体的に策定したもの
神戸っ子すこやかプラン 2024（2020～2024） 「次世代育成支援対策推進法」および「子ども・子育て支援法」に基づく、子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として策定したもの
神戸市男女共同参画計画（2021～2025） 「男女共同参画社会基本法」および「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づく、男女共同参画社会の実現を目指す計画（男女共同参画計画）として策定したもの
第 3 期神戸市教育振興基本計画～明日につなげる 新・こうべ教育プラン～（2020～2023） 「教育基本法」に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として策定したもの

第2期神戸いのち大切プラン（2017～2022）

「自殺対策基本法」に基づく、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を推進するための計画（自殺対策計画）として策定したもの

“こうべ”の社会福祉協議会地域福祉推進計画 2025（2021～2025）

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画および各区社会福祉協議会の活動指針として策定したもの

「人権教育・啓発についての基本方針」

SDGs（持続可能な開発目標）2030 前文に掲げられている「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という理念は、人権尊重の精神そのものであり、神戸市もすべての施策の基礎に人権尊重の考え方をおき、異なる価値観、文化をお互いに認め合い、理解しあう「人間尊重のまち」を目指してまいります。基本的には以下の方針で進めてまいります。

人権教育

人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、人権が持つ価値や重要性を共感的に受け止めるような感性を培い、自分や他者の人権を守る態度や行動力の育成を目的とします。

学校教育の中では、自己実現の力の育成、共生の態度の育成、偏見や差別の解消、人権感覚豊かな学習環境の創造を目標に、人権の意義やその重要性を理解し、日常生活の中で人権を尊重する意識がその態度や行動として表れる人権感覚の習得を目指して教育活動の充実を図ります。

また、市民・事業者・行政が連携を進め、多様な学習機会や場を提供し、市民の人権学習の機会を充実させていくとともに、人権尊重の意識が育まれる環境づくりを推進します。

人権啓発

「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ためには、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として広報その他の啓発活動を行っていく必要があります。女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、難病患者、犯罪被害者、性的少数者、ホームレス、拉致被害者等さまざまな人権課題があり、神戸市全体として人権を守るための啓発や取組を進めています。

人権相談

人権問題は、誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。そのため日頃から人権救済制度や相談機関についての情報を周知してまいります。

また、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、さまざまな機関と連携し、途切れのない支援を行うよう努めます。

2. 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」策定までの取組み

	本会	計画策定・ 検証会議	ワーキング グループ (WG)	内容・関係の取組み
令和元年 (2019年) 10月		キックオフ (10/17)		・計画策定の方向性について
11月				「市民福祉に関する行動・意識調査」の実施
12月	令和元年度 第1回 (12/26)			・計画の方針やWGの設置について
令和2年 (2020年) 2月			第1回 (2/6)	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて
3月			第2回 (3/6)	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5月			第3回 (5/25)	・関連施策説明(児童福祉施策、認知症神戸モデル) ・骨子(基本理念・基本方策)意見出し
6月		第1回 (6/12)		・WG進捗報告・意見聴取 ・「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」総合評価
			第4回 (6/22)	・関連施策説明(高齢福祉/介護施策、障がい福祉施策) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7月			第5回 (7/27)	・関連施策説明(生活困窮者自立支援事業、社会貢献支援事業) ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8月		第2回 (8/31)		・計画(素案)意見聴取
9月			第6回 (9/29)	・福祉関係者よりヒアリング ・計画(素案)意見聴取
11月	令和2年度 第1回 (11/6)			・計画(素案)の報告・審議
今後追記予定				

3. 市民福祉調査委員会名簿

◇市民福祉調査委員会

氏 名	役 職 名
【学識経験者】 (敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)	
植 戸 貴 子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大 串 幹	兵庫県立総合リハビリテーションセンター診療部長兼リハビリテーション科部長
○ 大 和 三 重	関西学院大学人間福祉学部教授
置 塩 隆	神戸市医師会会長
奥 村 比左人	神戸労働者福祉協議会副会長
小野セレストア摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
黒 川 恭 眞	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長 (神戸市保育園連盟理事長)
佐々木 利 雄	神戸市自治会連絡協議会事務局長
高 木 佐和子	兵庫県弁護士会弁護士
高 田 哲	神戸大学名誉教授・神戸市総合療育センター診療担当部長
玉 田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
辻 幸 志	特定非営利活動法人こうべユースネット理事長
中 川 寿 子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
成 田 康 子	兵庫県看護協会会長
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
橋 本 好 昭	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
服 部 祥 子	大阪人間科学大学名誉教授
松 井 年 孝	神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長 (神戸市老人福祉施設連盟理事長)
松 岡 健	神戸新聞社論説委員
松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
◎ 松 原 一 郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学 学長
三 宅 雅 也	神戸商工会議所総務部長
(桜 間 裕 章)	神戸新聞社常勤監査役
(関 口 幸 明)	神戸商工会議所理事・総務部長
【市会議員】	
大 野 陽 平	市会議員
外 海 開 三	市会議員
高 橋 ひでのり	市会議員
たなびき 剛	市会議員
徳 山 敏 子	市会議員

山 本 じゅんじ 市会議員
 (大 井 としひろ) 市会議員
 (岡 村 正 之) 市会議員
 (さとう まちこ) 市会議員
 (軒 原 順 子) 市会議員
 (林 まさひと) 市会議員

令和2年10月31日現在

() 内は前任者 役職は令和元年12月5日時点

◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議

氏 名	役 職 名
	(敬称略・五十音順/◎会長)
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部 教授
金 子 良 史	兵庫区ほっとかへんネット代表
竹 内 友 章	東海大学健康学部 助教
玉 置 和 美	神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課長
中 川 寿 子	生活協同組合コープこうべ 常勤理事
中 村 順 子	(特非) コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長
中 村 祐 介	株式会社あらたか 代表取締役社長
◎ 西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
長谷川 和 子	つつじが丘ふれあいのまちづくり協議会 委員長
吉 岡 洋 子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

◇市民福祉調査委員会計画策定・検証会議ワーキンググループ

氏 名	役 職 名
	(敬称略・五十音順/◎座長)
岸 田 耕 二	社会福祉法人すいせい 理事長
竹 内 友 章	東海大学健康学部 助教
富 永 貴 之	市民委員 (神戸市ネットモニター) ※
◎ 西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
松 浦 綾 子	市民委員 (神戸市ネットモニター) ※
吉 岡 洋 子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

※市民委員は、第4回・第5回 WG に参加

ソーシャル・インクルージョン (social inclusion, 社会的包摂) とは？

だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支え合える社会を作っていこうという理念です。

そのような皆が共に生きる社会像を、地域共生社会とも呼んでいます。

また、一方的でなく、互いに支え合うということ、また、だれもが社会の一員としてつながっているということから、本計画ではソーシャル・インクルージョンを「福祉の輪」と表現しています。



“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和〇年〇月発行

発行：神戸市福祉局政策課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録 令和2年度第***号 (広報印刷物規格A-6類)

※本計画に掲載している写真の転載を禁じます。

第8期神戸市介護保険事業計画
神戸市高齢者保健福祉計画

(令和3～5年度)

(案)

神戸市

目 次

第1部 計画の意義

第1節 策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	1
第4節 計画の推進体制	1

第2部 基本理念と目標

第1節 基本理念	2
第2節 最重点目標 健康寿命延伸	3
第3節 2025年（令和7年）の地域包括の姿	4
第4節 2040年（令和22）に向けて	5
第5節 重点目標（施策の柱）	6

第3部 施策

第1章 フレイル予防をはじめとした介護予防の推進	7
第1節 フレイル予防と活動・参加の推進	7
第2節 健康づくり対策	10
第3節 生涯現役社会づくり	11
第2章 地域での生活の継続に向けた支援	12
第1節 地域での支援体制づくり、相談体制の充実	12
第2節 在宅医療・介護連携の推進	14
第3節 権利擁護／虐待防止対策	14
第4節 緊急時の対応	15
第3章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	16
第4章 安全・安心な住生活環境の整備	19
第1節 多様な住まいの確保、施策・居住系サービスの確保	19
第2節 安全・安心な住生活環境の整備	21
第5章 人材の確保・育成	21
第6章 介護保険制度の適正運営	23

第4部 介護サービス量等の見込み

第1章 被保険者数・要介護等認定者数の見込み	
第2章 介護サービス利用者数の見込み	

第1節 施設・居住系サービスの利用見込み

第2節 居住サービス・地域密着型サービス・総合事業の利用見込み

第5部 介護保険事業の費用と負担

第1章 介護保険事業に係る給付費等の見込み

第2章 介護保険事業に係る財源の仕組み

第3章 第1号被保険者の保険料の見込み

1. 第8期の保険料基準額

2. 保険料段階について

第1部 計画の意義

第1節 策定趣旨

- 本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づいて、市の果たすべき責務を具体的に明示することにより、高齢者保健福祉施策の体系的・総合的推進を図ろうとするものです。
- 介護保険事業計画と老人福祉計画（本市では、「神戸市高齢者保健福祉計画」）は、一体的策定が義務づけられていることから、本計画は、『介護保険事業計画と神戸市高齢者保健福祉計画（以下「介護保険事業計画」という。）』の一体の計画として策定しています。

第2節 計画の位置づけ

- 神戸の都市づくりを進めるにあたっては、基本計画として、令和7年(2025年)を目指した長期的な神戸づくりの方向性を示す「第5次神戸市基本計画 神戸づくりの指針」、及び令和7年(2025年)度を目標年次とする実行計画「神戸2025ビジョン」が策定されています。
- 本計画は、市町村地域福祉計画に位置づけられる「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」や、「神戸市高齢者居住安定確保計画」との連携を図っています。
- また、兵庫県地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進に伴う、在宅医療等の新たなサービス必要量に関して、「兵庫県保健医療計画」との整合性を図っています。

第3節 計画期間

- 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の3か年計画とします。

第4節 計画の推進体制

- 神戸市では、学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者等で構成される介護保険専門分科会において、事業計画の実施状況の点検や課題検討を行うなど、介護保険事業の円滑な推進を図っています。
- 計画の実施状況については、市民の方へ随時情報提供していきます。

第2部 基本理念と目標

第1節 基本理念

1. 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように

高齢者福祉は、高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切にし、尊厳をもち、その人らしい「生活の質」を高めていくことを目指していくものと言えます。

そのため、高齢者が地域の中で培ったつながりを保ちながら、住み慣れた地域で生涯にわたって自分らしく生活を送れるように、ニーズに応じた住宅に居住することを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず様々な生活支援が地域の実情に応じて適切に提供できるしくみ（地域包括ケアシステム）の構築を目指します。

また、感染症などへの対応として「新しい生活様式」の定着も図っていきます。

2. 自己決定の尊重

今日の社会においては、あらゆる面で自分の人生を自分で決めていくことができるという自己決定が尊重されなければなりません。

こうした自己決定の尊重の一環として介護保険制度においても、高齢者自身が福祉サービスを利用するにあたって選択の自由が保障されており、その考え方が浸透しています。そのためには多様なサービスが準備され、また、高齢者がそれらの情報を容易に入手できるとともに、認知症などにより判断能力が不十分な人への支援も含め、身近なところで相談できるよう体制を充実し、高齢者の個別性を尊重します。

3. 安心してサービスを利用できるように

支援や介護が必要になった場合には、適切なサービスがすみやかに利用できるようになってこそ、私たちは安心して老後を迎えることができます。

単身高齢者・夫婦のみ高齢者世帯や認知症の人の増加、介護と医療の双方を要する高齢者の増加などに対応したサービスを充実していきます。

また、すべてのライフステージにおいて、個々の高齢者が自分らしい生き方を自分で決めていけるよう、ライフステージごとの多様な選択肢の確保に努めます。

4. 介護保険制度の適切な運営のために

介護保険は、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であり、市民に信頼される制度運営を心がける必要があります。そのために、利用者の自立支援や重度化防止につながるサービスの適正化への取り組みによるサービスの質の向上などにより、制度を無駄なく公平に運営していきます。

保険料については、低所得者への配慮を中心に、今後の高齢社会の発展に必要なサービス水準の財源を確保していきます。

さらに、介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、国・県や、サービス事業者団体等との連携のもと、神戸市独自の取り組みを進めていきます。

第2節 最重点目標 健康寿命の延伸

第6期介護保険事業計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））より、健康寿命の延伸に取り組み、「令和7年度（2025年度）までに健康寿命と平均寿命の差を2年縮めること」を最重点目標としています。

第8期においても、令和7年度（2025年度）に向けて、この目標を推進していくこととし、健康寿命延伸に取り組んでいきます。

2025年の保険料額を推計し、記述予定

第3節 2025年（令和7年）の地域包括ケアの姿

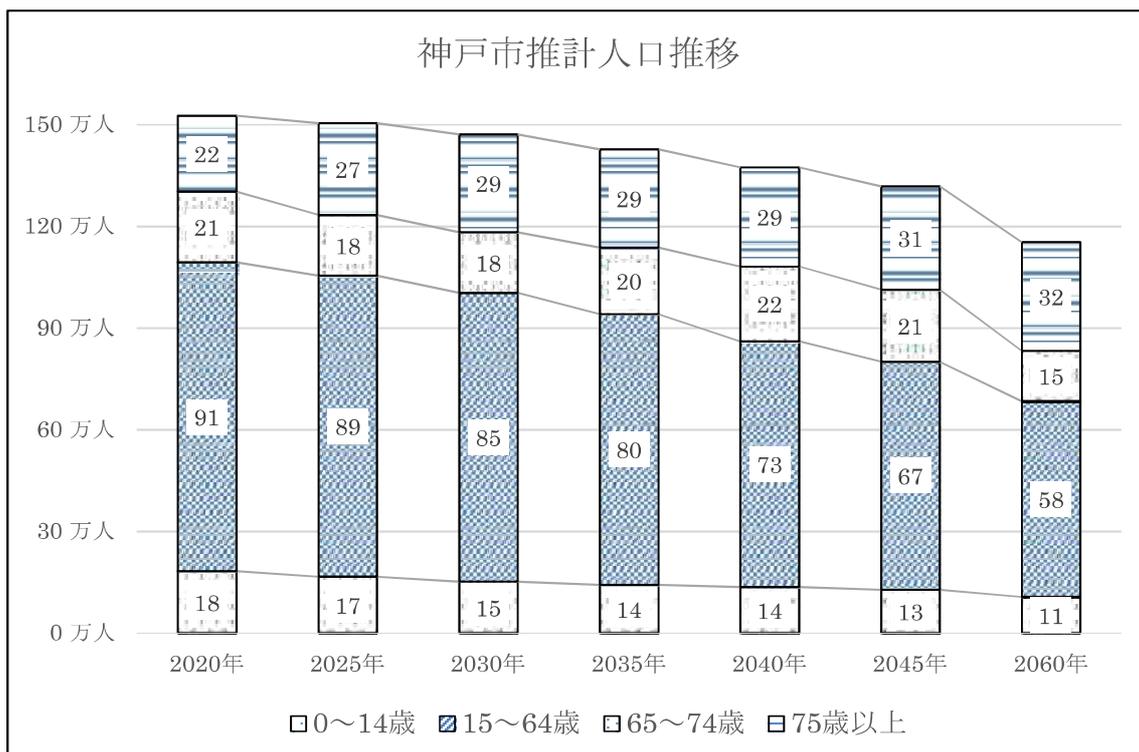
神戸市では、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアの構築を推進しています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までに以下の地域包括ケアの姿を目指します。

- ◇神戸市の「市民福祉」の理念に則して、市・事業者・市民の協力により、「あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会（ソーシャル・インクルージョン）」が実現されている。
- ◇フレイル対策をはじめとする介護予防の推進やWHO神戸センター・大学等との共同による研究成果等の市民への還元、健康創造都市KOB Eの推進など、健康寿命延伸の取り組みにより、自分らしく生活を楽しみながら暮らしている。
- ◇ボランティアや就労などによる社会参加の促進により、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を担い、様々な世代と交流してつながりを持ち、医療と介護が必要になっても生活をとともに楽しみながら地域活動に取り組んでいる。
- ◇地域の多様な機関、事業者、NPO等との連携により、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が総合相談窓口としての機能を発揮するとともに、災害時を含めた重層的な見守りや権利擁護支援の充実、ユニバーサルデザインのまちづくり推進を図るなど、高齢者が安全・安心な生活を続けている。
- ◇認知症神戸モデルの推進をはじめ、認知症の人とその家族に対する理解の促進や、地域で必要とする支援の充実により、認知症の人にやさしいまちが実現されている。
- ◇在宅医療の需要増に対して、医療・介護の連携した受け皿が整備され、医療介護サポートセンターをはじめとする医療介護連携の取り組みの推進により、切れ目のない在宅医療・介護提供体制が構築されている。
- ◇高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるよう、多様なサービスが準備され、高齢者自身がサービスを利用するにあたって、豊富な選択肢が用意されている。
- ◇ICTやAIの活用も含め、サービス提供に必要な人材の確保・定着が図られるとともに、サービス水準が確保されている。

第4節 2040年（令和22年）に向けて

神戸市においては、2025年以降も高齢者人口は増加傾向となり、2040年頃にはピークを迎える見込みです。一方で、現役世代人口は急激に減少していくと予測しています。



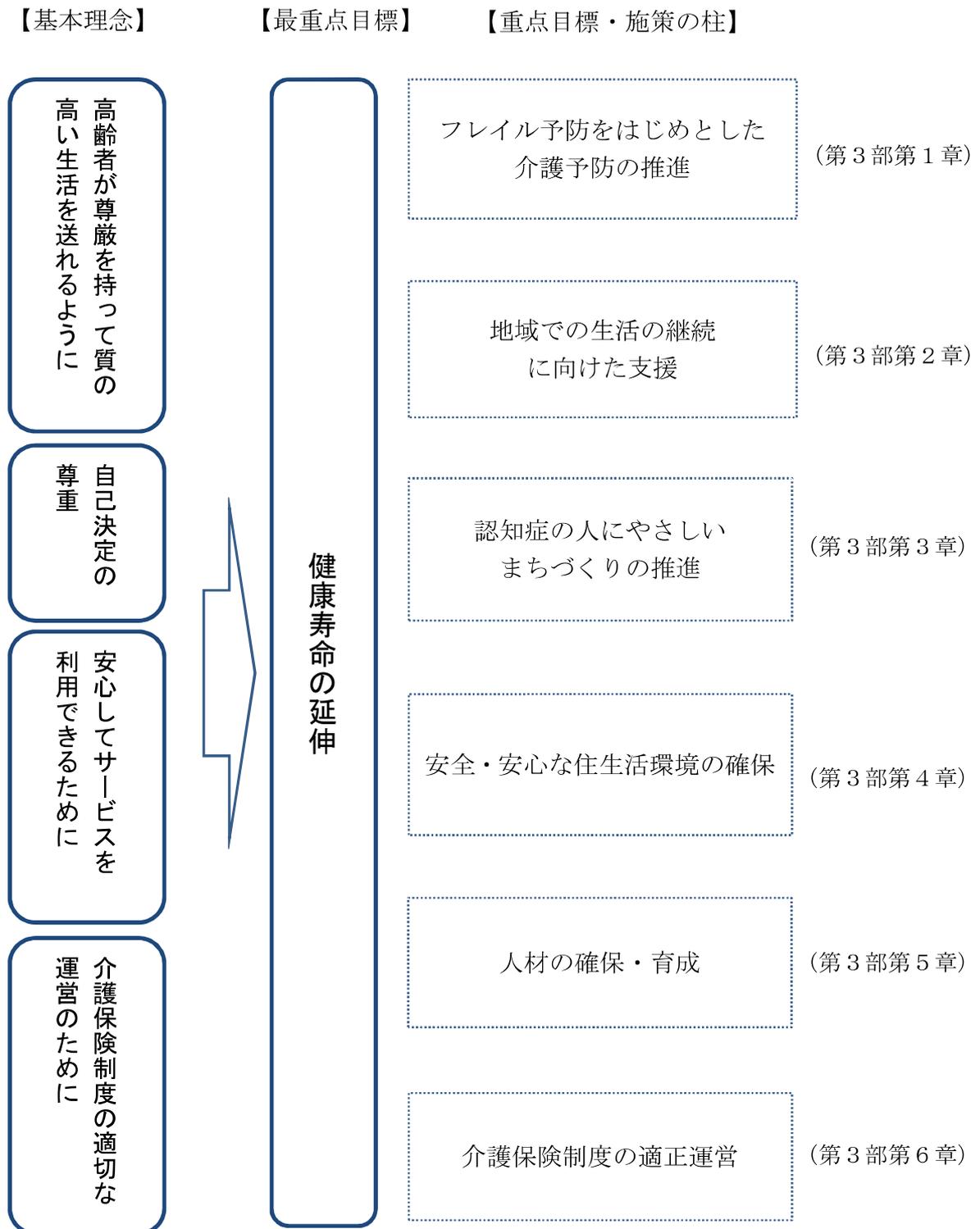
これまでの社会保障は人口増加のもと、世代間の支え合いを中心に展開してきましたが、今後はこうした人口動向を踏まえた対応が求められます。

また、個人や社会が抱える課題がより多様化・複合化することも予想されます。

2040年に向けて、本市では引き続き、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図っていくとともに、限られた人材と財源も踏まえ、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、高齢者をはじめとした地域のあらゆる人が役割も持ち、助け合いながら地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

第5節 重点目標（施策の柱）

基本理念、最重点目標を実現するため、第8期介護保険事業計画では、以下の6つを重点目標（＝施策の柱）とし、各種施策を推進していきます。



第3部 施策

第1章 フレイル予防をはじめとした介護予防の推進【重点目標・施策の柱1】

第1節 フレイル予防と活動・参加の推進

<取組の方向性（課題）>

①普及啓発及び多様な活動を促進する環境づくり

- フレイルの進行や認知機能の低下防止のため、身近な地域で多様な活動ができるよう、また、気軽に参加できる、つどいの場を把握・開発していきます。併せて、状況に応じた感染症対策が必要です。
- 人生100年時代を見据え、多様な年代や生活スタイルに対応するため、様々な媒体で啓発や介護予防の提案を行い、自己選択できるような情報発信を行う必要があります。

②エビデンスを活用した効果的な展開

- 学識経験者や関係機関と連携し、高齢者の心身の多様な課題に対し、エビデンスを活用した事業展開を行うとともに、その効果について評価検証を行っていきます。

③リハビリテーションの充実

- 地域におけるリハビリテーション提供体制を十分に把握するとともに、医療・介護分野において切れ目のないリハビリテーションの必要性を周知、啓発する必要があります。

<主な施策>

①普及啓発、多様な活動を促進する環境づくり

○つどいの場の設置促進

「つどいの場」は、フレイル予防や健康づくりをはじめ、ボランティア活動、スポーツの会や趣味活動、学習・教養サークルなど、地域で開催されている住民主体の高齢者の交流の場です。人と人とのつながりを通じて生きがいややりがいを感じられ、活動が充実していけるような地域づくりを行います。

市内「つどいの場」箇所数：約1,800箇所（令和2年5月現在）。3年度以降も同数を維持。

※国基準（人口1万人に概ね10箇所）に当てはめると本市の必要数は約1,500箇所

高齢者人口に占める参加者割合：約11.2%（参加者数約49,000人、令和2年4月現在）国基準は8%

・つどいの場支援事業

地域で自主的に行われるつどいの場に対し、運営費の一部を補助するとともに、生活支援コーディネーターやあんしんすこやかセンターが立ち上げや運営の支援を行います。

補助団体数：118団体（令和2年8月現在）

・地域拠点型一般介護予防事業

体操や給食・レクリエーションに加え、専門職による介護予防講座を実施し、地域に根ざした介護予防活動に取り組みます。

実施個所数：108 箇所（令和元年度実績）

・介護予防カフェ

民間企業と連携し、地域の集会所等で高齢者が集まる介護予防カフェの立ち上げ支援を行っています。様々な民間企業やNPOなどと連携することで、住民の自主的な取り組みを支援していきます。

実施個所数：81 箇所（令和元年度実績）

○フレイル改善通所サービス

「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」をバランスよく取り入れたプログラムを提供し、サービス終了後も引き続き社会参加や健康づくり活動を継続できるように支援します。

実施個所数：市内 12 箇所（各区・支所 1 箇所。健康ライフプラザ 1 箇所）

<低栄養の人の割合> 「健康とくらしの調査※（令和元年度）」より
神戸市は他都市と比較すると全年齢層において、低栄養（BMI18.5未満=やせ型）の傾向割合が高い。 ※要介護認定等を受けていない65歳以上へのアンケート調査

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

利用者の状態や生活スタイルにより適応するように、事業評価も踏まえ、サービス内容について必要な見直しを行うとともに、新たな担い手の確保に努めます。

○普及啓発

・フレイルチェック

日常生活や認知機能等のアンケートと、運動、口腔機能等の簡易な測定を行うフレイルチェックを市内薬局や特定健診会場等において実施します。

実施人数：市内薬局 741 人（協力薬局 363 箇所）・特定健診会場 791 人

フレイルサポーターによる啓発 170 人（いずれも令和元年度実績）

・フレイル予防支援事業

65 歳以上を対象に、フレイルチェックやフレイル予防のための講話・体操を行う「フレイル予防支援事業」を実施します。

実施人数：1,358 人（令和元年度実績）

・ICT を活用した啓発

ICT の活用も含めて、つどいの場等の地域資源を記載したマップなどを作成し、地域住民と共有するなど、個々人に応じた介護予防の取り組みが選択できるような環境整備を進めます。

・神戸市オリジナル体操（元気！いきいき！！体操）

つどいの場での活動支援のため作成した体操 DVD について、自宅での取り組みも含め、幅広く普及していきます。

＜「フレイル」という言葉をよく知っており予防活動をしている人の割合＞
「健康とくらしの調査（令和元年度）」より
令和元年度 8.5% → 令和 4 年度（目標値）10%

＜転倒に対する不安＞ 「健康とくらしの調査」「在宅高齢者実態調査※（令和元年度）」より
転倒に対する不安をお持ちの方（「とても不安」「やや不安」）の割合は、要介護認定を受けていない方は約 4 割に対し、受けている方は約 9 割となっている。
※要介護認定を受けている方への調査

②エビデンスを活用した効果的な介護予防施策の展開

○大学等と連携した介護予防の評価

日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクトや WHO 等の研究機関、大学等と連携し、介護予防事業について PDCA サイクルを回しながら、効果的な事業を展開します。

○データを活用した介護予防の取り組み

後期高齢者の医療・介護・健診等のデータを活用し、疾病予防・重症化予防とフレイル予防の一体的な取り組みを行います。低栄養等の健康課題への支援として、地域のつどいの場に専門職を派遣し、健康相談や受診勧奨なども進めていきます。

③リハビリテーションの充実

○神戸市リハ職種地域支援協議会との連携

リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の職能団体「神戸市リハ職種地域支援協議会」との連携など、資源の把握も含めたりハビリの充実を図ります。リハビリ専門職が地域の様々な拠点に出向き、自立支援等に関する啓発や人材育成を行う取り組みを推進します。

参考：主な市内リハビリテーション提供事業所数（平成 30 年度時点）

訪問リハビリテーション		通所リハビリテーション	
事業所数	認定者 1 万人当たり	事業所数	認定者 1 万人当たり
78（政令市 5 位）	8.89（政令市 6 位）	105（政令市 5 位）	11.96（政令市 7 位）

○地域での多職種連携の場への参画

地域ケア会議やケアマネジメント検討会議等の多職種連携の場に、リハビリ専門職が参画し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた助言を行います。

また、そのノウハウや事例を共有し積み重ねることで施策へ反映していきます。

第2節 健康づくり対策

<取組の方向性（課題）>

- 生涯を通じた健康づくりを推進し、「健康創造都市 KOBE」を目指すため、適切な生活習慣の確立を図るとともに、市民 PHR システムの活用や、健康格差の縮小と健康寿命延伸のために重点的に取り組むべき方策の検討が必要です。
- 口腔機能を維持するための取り組みを進めて行く必要があります。

<主な施策>

○健康創造都市 KOBE の推進（市民 PHR システムの運用拡大）

個人の健康づくり支援等を目的とする市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」において、利用対象者の拡大や、マイナンバーカードの活用等により、登録者数増を図ります。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民 PHR システムの登録者数	5,729 人 (令和2年9月現在)	1 万人	1.5 万人	2 万人

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（重症化予防・低栄養）

後期高齢者医療・介護・保健等のデータを分析し、疾病予防・重症化予防とフレイル予防の一体的な取り組みを行います。重症化予防や低栄養対策が必要な人には個別支援を行います。

健診結果に基づく個別支援（保健指導）の対象者数

- ①重症化予防：年間 2,000 人
- ②低栄養：年間 300 人

○健康教育による普及・啓発

生活習慣病予防や健康寿命延伸、介護予防等をテーマとした健康教育を地域福祉センターなど身近な会場で実施していきます。

実施数・参加者数：33 回・2,171 人（令和元年度実績、3 年度以降 35 回・2,500 人程度の見込み）

○オーラルフレイル対策等の歯科口腔保健の推進

地域の歯科医院で 65 歳を対象としたオーラルフレイルチェック事業を行うとともに、在宅等への訪問歯科診療事業・訪問口腔ケア事業を推進します。

・啓発事業：参加人数 1,326 人、研修事業：参加人数 173 人（神戸市歯科医師会、兵庫県歯科衛生士会による開催）

・オーラルフレイルチェック実証事業：290 人

・通院困難な方への訪問歯科診療：135 人、同訪問口腔ケア：81 人（いずれも令和元年度実績）

第3節 生涯現役社会づくり

<取組の方向性（課題）>

- 高齢者の社会参加を促進し、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる環境づくりを進めて行く必要があります。
- 定年後の就労やボランティア活動など、様々な形で高齢者が社会参加できる社会の実現に向け、ニーズ把握や企業とのマッチングなどの取り組みが必要です。

<主な施策>

OKOBE シニア元気ポイント

高齢者が介護施設等において活動を行った際にポイントを交付する「KOBE シニア元気ポイント制度」について、活動登録者と対象施設を増やしていきます。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	83人 (令和2年10月現在)	2,000人	3,000人	4,000人

○老人クラブ（KOBE シニアクラブ）への支援

より活動しやすいように補助金の見直しを実施するなど、老人クラブに高齢者が数多く参加できるよう支援を行います

○シルバーカレッジによる地域貢献

地域社会に貢献する人材の育成に資するようカリキュラムの見直しを行っていきます。

○各区ボランティアセンターにおけるボランティア支援

各区のボランティアセンターで、相談、マッチング調整、養成等により、活動を支援します。
マッチング件数：2,072件（令和元年度実績、3年度以降同程度見込み）

○高齢者の就労活動支援策の検討

ボランティア活動や就労を推進するため、ハローワーク等との連携などの既存の取組を踏まえ、より効果的な高齢者の就労に繋がる仕組みを検討していきます。

<高齢者の就労状況> 「健康とくらしの調査」より
65歳以上で就労している方は約22%（平成29年度調査約21%）
そのうち65～69歳は約42%（同約37%）

○シルバー人材センター

シルバー人材センターによる高齢者に適した臨時的・短期的な仕事の提供に努めます。
契約件数41,106件、会員就業率61.9%（令和元年度末時点）

○高齢者の移動支援（敬老優待乗車証の交付）

70歳以上の方への敬老優待乗車制度を実施します。

第2章 地域での生活の継続に向けた支援【重点目標・施策の柱2】

第1節 地域での支援体制づくり、相談体制の充実

＜取組の方向性（課題）＞

- 高齢者のみならず、障がい者、生活困窮者への支援や複合的課題に対応していく包括的な支援体制を構築するなど、地域共生社会への対応が重要です。
- 高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターについて、関係機関との更なる連携も含めた機能強化が求められています。
- 高齢者の生活困窮や社会的孤立・ひきこもりなどの早期発見・支援が重要であり、多分野横断的な対応が求められています。

＜主な施策＞

○介護家族支援を含めた対応

・あんしんすこやかセンターの土日祝日の相談対応の促進

介護家族支援の観点も含め、土日祝日のあんしんすこやかセンターの開所を促進します。

実績：75センター（令和2年3月末現在。3年度以降全76センターで対応予定）

年間相談件数：631,579件（令和元年度実績）

・介護リフレッシュ教室の開催

介護者の精神的負担の軽減や健康づくり等を目的に介護リフレッシュ教室を開催します。併せて、認知症サロンや認知症カフェなど、介護者が話し合える場づくりを推進します。

実績（介護リフレッシュ教室）：435回（令和元年度、3年度以降も同程度見込み）

・介護マークの普及

介護者が介護中であることを周囲に理解いただくための「介護マーク」の普及を図ります。



介護マーク

○地域ケア会議の開催

あんしんすこやかセンター単位及び区単位で、地域住民や福祉・医療関係者が参加する地域ケア会議を開催して支援に繋がります。全市的な課題は全市レベルの地域ケア会議（介護保険専門分科会に位置づけ）で政策形成に繋がります。

センター主催の地域ケア会議：247回 区主催の地域ケア会議：11回 市主催の地域ケア会議：1回
（令和元年度実績、3年度以降も同程度見込み）

○消費者被害防止対策

あんしんすこやかセンターが把握した被害事例を全センターで共有するとともに、消費生活センター（消費生活マスター）と連携し、被害防止のための啓発を行います。

被害事例の全センター共有回数：12回（令和2年度、3年度以降も同程度見込み）

○あんしんすこやかセンターにおける業務効率化

会議の整理や統合、書類削減など業務効率化や事務負担軽減を図ります。見直しにあたってはICTの活用も推進していきます。

○生活支援コーディネーターの活動推進

地域共生社会への対応を図るため、生活支援コーディネーターは、地域福祉ネットワークや子育てコーディネーター、ひきこもり支援室、区くらし支援窓口との連携を更に強め、地域での資源開発やネットワーク構築を進めます。

生活支援コーディネーター配置：各区1名（計9名）

○生活困窮者支援

・くらし支援窓口での支援

各区・支所に「くらし支援窓口」を設置し、生活困窮者からの相談に応じています。家計相談や早期の就労に向けた支援を含め、継続的な支援を行います。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援計画作成件数	756件(令和元年度実績)	830件	910件	1,000件

・地域福祉ネットワークの配置

各区に「地域福祉ネットワーク」を配置し、生活困窮・社会的孤立などの課題に対し、必要な支援を実施していきます。

新規受付件数：592件（令和元年度、3年度以降は年630件程度の見込み）

○ひきこもり支援室の周知・講習会、サポーター養成研修の実施

「ひきこもり支援室」を幅広く広報・周知するとともに、地域の支援者向け研修や関係機関職員の研修を実施します。

また、ご本人やご家族をサポートする「ひきこもりサポーター」の養成を推進します。

研修会・講習会開催数：年10回 サポーター登録数：100人程度

第2節 在宅医療・介護連携の推進

＜取組の方向性（課題）＞

- 切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や、感染症・災害時における継続的なサービス提供の維持などの課題に対し、ICTの活用も含め、地域での多職種連携を推進していく必要があります。
- 自宅・施設での看取りやACP（アドバンス・ケア・プランニング）など、在宅医療に関する市民啓発を推進する必要があります。

＜主な施策＞

○医療介護サポートセンターの運営

各区に設置する医療介護サポートセンターは、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談対応や多職種連携会議の開催等により、医療と介護の連携強化を推進していきます。

○医療・介護の連携ツールの普及、ICTの活用

ケアマネジャーと病院の連携ツール「入退院連携シート」の利用促進を図ります。繰り返し転院が必要な患者の情報連携ツール「医療介護情報引継ぎシート」を作成し、医療機関での活用を進めます。また、ICT活用について実証実験を行い、検討を進めます。

また、介護保険サービス導入時に介護・医療関係者が集うサービス担当者会議について、多職種連携を推進する上で、国要望で認められたテレビ会議での対応を拡げていきます。

○看取り・ACPの普及啓発

施設看取りの実態調査で明らかになった、課題に対する解決策を検討し実施します。人生の最終段階における意思決定支援として、ACPの対象と方法を定めるなど、効果的な普及啓発を行います。

第3節 権利擁護/虐待防止対策

＜施策の方向性（課題）＞

- 認知症高齢者の増加等を踏まえ、判断能力が不十分になっても安心して生活できるよう、権利擁護施策を充実する必要があります。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応に繋げるため、研修や連携体制の充実が求められています。
※下記施策は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた市町村計画に位置づけられるものです。

<主な施策>

○福祉サービス利用援助事業の推進

福祉サービスの手続きの手伝いや日常の金銭管理、重要書類の預かりなどを行います。
事業利用者数：618名（令和元年度実績、3年度以降も同程度見込み）

○専門職団体との更なる連携

専門職団体との連携を強化し、市長申立の書類作成委託等の施策を推進していきます。
また、後見人決定まで時間を要することから、その期間の金銭管理をサポートする仕組みづくりを検討します。

書類作成委託年間件数：14件（令和元年度実績、3年度以降は年40件程度の見込み）

○市民後見人の養成・支援

「市民後見人」の育成を推進し、また、市民後見人が相談員となる相談室設置により、権利擁護施策の制度周知を図ります。

市民後見人登録者数：102名（令和元年度実績、3年度以降同程度見込み）

相談室の相談件数：98件（令和元年度実績、3年度以降同程度見込み）

○成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用（申立て費用及び報酬）を負担することが困難である者に対して助成を行います。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成者数	140名(R1年度実績)	200名	270名	360名

○高齢者虐待

区、あんしんすこやかセンター職員へ的高齢者虐待対応研修を実施するとともに、各区の高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等を通じた関係機関との連携体制の構築を図ります。

また、介護保険事業者への法令遵守・職業倫理研修を実施します。

高齢者虐待対応研修参加者：参加者252名（年4回）

法令遵守・職業倫理研修参加者：管理者481人（年1回）、研修担当者194人（年4回）

（いずれも令和元年度実績、3年度以降も同程度見込み）

第4節 緊急時の対応

<取組の方向性（課題）>

○災害時の備えについて、事業者等と連携しながら介護保険や障がいサービス利用者等の要援護者への啓発を進めるとともに、地域で支え合う取り組みを推進していく必要があります。

○災害・感染症発生時の事業者間の支援・応援体制について検討していく必要があります。

<主な施策>

○地域における災害時要援護者支援の取り組み推進

災害時の要援護者情報について、平常時から地域団体と共有することにより、日常での声かけや支え合いなど、要援護者支援の体制づくりを進めます。

○基幹福祉避難所・福祉避難所開設訓練の実施

災害時に要援護者の初動受入および生活支援を行う基幹福祉避難所において開設訓練を行います。訓練の実施にあたり、災害時の障がい者支援を担う障害者支援センターとも連携していきます。

また、災害時に基幹福祉避難所に続いて順次開設される福祉避難所協定施設においても新たに開設訓練を行います。

基幹福祉避難所開設訓練（21施設）：毎年実施

福祉避難所協定施設：令和2年度から5年程度で開設訓練を実施。

（令和2年度10施設実施予定。令和3年度から5年度は毎年35施設予定）

○あんしんすこやかセンターでの災害時対応、ケアマネジャーの協力推進

高齢者の安否確認や相談対応、地域団体との連携により共有された情報をもとにした要援護者の支援を行う仕組みを検討します。

また、ケアマネジャーによるケアプランへの災害避難情報の記載を促進します。

○災害・感染症発生時の応援体制の推進

介護サービスを継続して提供できるよう、兵庫県と連携した職員の応援協力スキームなどの推進に取り組みます。また、ICTの活用による応援必要時の情報連携体制の構築を促進します。さらに事業所におけるBCP（事業継続計画）の策定を推進します。

兵庫県協力施設・事業所数：市内35事業所（令和2年9月現在）

○災害時の緊急入所推進

災害等により、自宅において日常生活が困難となった方へのショートステイ利用について、支援拡充を検討していきます。

第3章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進【重点目標・施策の柱3】

<取組の方向性（課題）>

- 認知症の人の尊厳が保持され、本人の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- 認知症の人や家族の意見も踏まえ、「共生」と「予防」の施策の推進が必要です。
- 認知症になる可能性は誰にでもあり、社会全体で支える必要があります。
- 認知症「神戸モデル」の推進とともに、診断後の生活支援の充実など、切れ目のない支援を、

医療や介護、福祉の連携によって対応していきます。

<主な施策>

○認知症「神戸モデル」の推進（診断助成制度及び事故救済制度）

診断助成制度と事故救済制度を組み合わせて実施し、その財源は市民税の超過課税によりご負担いただくこととする認知症「神戸モデル」を推進します。

・診断助成制度

認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（第1段階）と、軽度認知障害（MCI）を含めた認知症の診断を行う認知機能精密検査（第2段階）の2段階方式の制度で、いずれも自己負担のない仕組みです。

・事故救済制度

認知症の人が事故を起こした際、賠償責任の有無に関わらず、被害に遭われた全ての市民に支給する見舞金制度（事前登録不要）と、賠償責任がある際にさらに上乘せして支給する賠償責任保険制度（事前登録必要）の2階建て方式の制度です。

神戸モデル認知度：診断助成制度 45.1%

事故救済制度 41.2%（令和2年度1月 健康とくらしの調査）

○認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく施策の推進

<予防及び早期介入>

○関係機関と連携した研究開発の推進

WHO 神戸センター、神戸医療産業都市、大学及び研究機関等と連携し、認知症の予防及び早期介入を推進します。

<事故の救済及び予防>

○事故救済制度（再掲）

○運転免許自主返納啓発

「運転免許証自主返納」のパンフレットを幅広く市内に配布し、運転免許自主返納の啓発を実施します（診断助成制度の認知機能検診（第1段階）の受診者に配布）。

<治療及び介護の提供>

○診断助成制度（再掲）

○初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、適切な医療・介護サービスに繋ぐための支援を実施します。

医療・介護に繋がった者の割合：68.9%（令和元年度実績、2年度以降の目標 65%以上）

○認知症疾患医療センター（市内7箇所設置）

地域での認知症医療提供の拠点として、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談を実施するとともに、認知症の人や家族の診断後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう日常生活支援相談や、認知症に関する教育、本人・家族の交流等を行う認知症サロン事業を実施します。

○KOBE みまもりヘルパー

認知症や軽度認知障害（MCI）と診断された人が、在宅生活を送るための見守りや外出の付き添い等を行う、介護保険外でのヘルパーサービスを提供します。

○医療・介護従事者研修

医療・介護関係者の認知症への対応力を向上し、地域における連携体制を整えます。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・認知症サポート医	184人	15人程度	15人程度	15人程度
・認知症介護指導者養成研修	44人	3人程度	3人程度	3人程度
・認知症介護実践リーダー研修	681人	40人程度	40人程度	40人程度
・認知症介護実践者研修	4,367人	300人程度	300人程度	300人程度
・認知症介護基礎研修	128人 (令和2年4月現在)	50人程度	50人程度	50人程度

<地域力を豊かにしていくこと>

○軽度認知障害（MCI）の方を対象としたフレイル改善通所サービスの提供

認知症疾患医療センター等で軽度認知障害（MCI）と診断された人へ、フレイル改善通所サービスの案内を行います。

○市民啓発

世界アルツハイマーデー（9月21日）関連での啓発活動、地域への出前トークを実施するとともに、認知症ご自身からの「本人発信」など様々な方法で市民への啓発活動を実施します。

○認知症サポーター養成・活躍の場の提供（企業・職域型含む）

地域全体で認知症の人を見守るため、認知症に対する正しい知識と理解を持った認知症サポーターを養成するとともに、活躍の場の提供を行います。

認知症サポーター養成数：118,967人（うち企業・職域型28,055人）令和2年4月現在
令和3年度以降年6,000人程度（うち企業・職域型3,000人程度）養成予定

○声かけ訓練

お困りの高齢者等を見かけた際に、適切な声かけ等の対応ができるよう、「認知症高齢者等への声かけ訓練」を、あんしんすこやかセンター単位（全中学校区）で実施することを目標として、地域における支援体制を構築します。

声かけ訓練実施数：54センター（令和元年度実績、3年度以降は年25か所程度の見込み）

○認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場を紹介します。

認知症カフェ箇所数：30箇所（令和元年度時点）

○若年性認知症の人への支援充実・社会参加促進

若年性認知症の人とその家族に対し、相談先や集いの場を整えるなどの支援を実施します。

○ICTを活用した見守り

認知症の方の行方が分からなくなった際に、GPS（衛星利用測位システム）を使って居場所を探索し、家族からの依頼に基づき警備会社が駆けつけるサービスを支援します。

第4章 安全・安心な住生活環境の確保【重点目標・施策の柱4】

第1節 多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保

<取組の方向性（課題）>

①多様な住まいの確保

○高齢者ニーズに応じた住まいの確保と支援、わかりやすい住宅情報の提供を行っていきます。

②施設・居住系サービスの確保

○高齢者ニーズや地域バランス等に配慮した整備促進が必要です。用地確保が困難な既成市街地における公有地活用や、老朽化施設の大規模修繕などの支援について検討します。

○地域密着型サービスや、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）のさらなる充実を図っていく必要があります。

<主な施策>

①多様な住まいの確保

○サービス付き高齢者向け住宅の確保

入居者のニーズに合った多様な住宅の供給を促進するとともに、住まい・住環境の質の向上、地域コミュニティとの連携強化などに取り組みます。

111棟4,347戸（令和2年10月現在）

○市営住宅の提供

シルバーハイツや高齢者世帯向けの特定目的住宅の提供を実施していきます。身体の障がいや病気等のために階段の昇降が困難になった場合は、同一団地内を基本として住宅の変更を実施します。

シルバーハイツ等管理戸数1,374戸（令和2年9月現在）

高齢世帯向け住宅の管理戸数880戸（令和2年9月現在）

②施設・居住系サービスの確保

○第8期事業計画期間（令和3～5年度）における整備目標

		2年度累計 (2020年度)	第8期期間中 整備数	5年度累計 (2023年度)	7年度累計 (2025年度)
介護 施設 確保	特別養護老人ホーム（小規模特別 養護老人ホームを含む）				
	介護老人保健施設				
	介護医療院（介護療養型医療施設 及び介護療養型老人保健施設）				
	小 計				
認知症高齢者グループホーム					
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム 並びにサービス付き高齢者向け住宅及 びケアハウス）					
合 計					

※1 兵庫県保健医療計画（地域医療構想）における病床の機能分化・連携により見込まれる令和7年（2025年）の新たな需要については、第7期介護保険事業計画に引き続き対応する。また、兵庫県障害福祉計画における精神病床の地域移行により見込まれる令和7年（2025年）の需要についても、第7期介護保険事業計画に引き続き、介護老人保健施設で対応する。

※2 療養病床からの転換については、整備計画数に関わらず適切に対応していく。

○特別養護老人ホーム

個室ユニットケアのみならず、従来型個室や利用者のプライバシーに配慮した多床室の整備も併せて行います。また、在宅等で生活されている障がい者が高齢になるため、特性に配慮した介護施設サービスが提供されるよう支援します。

○老人保健施設

介護・医療に関する多職種が配置された施設として機能維持・改善の役割を担うほか、在宅医療等の需要量の増加に対応するため、整備を促進します。

○認知症高齢者グループホーム

（看護）小規模多機能居宅介護との併設を促進する等、認知症高齢者やその家族の支援拠点として積極的な役割を果たすべく整備を促進し、また、整備事業者への支援について検討します。

○特定施設入居者介護

自立から要介護3以上の中重度要介護者や認知症高齢者への対応、今後対応が増えてくる看取り等、多様なニーズに対応できる住み替え先と捉え、整備を促進します。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時対応を行う在宅生活を支えるサービスとして、整備拡大を図ります。

第2節 安全・安心な住生活環境の整備

<取組の方向性（課題）>

○高齢者が安全に暮らし続けることができるように、安全・安心な住まい・住環境の確保を図っていく必要があります。

<主な施策>

○住宅のバリアフリー化

介護保険サービスの上乗せとして、要介護認定を受けている高齢者等を対象とする「住宅改修助成事業」、認定を受けていない方を対象とした「バリアフリー住宅改修補助事業」を実施していきます。

住宅改修助成事業の工事件数：420件（令和2年度末見込。3年度以降も同程度見込み）

高齢者の居住する住宅のバリアフリー率：49.6%（平成30年10月現在）

○鉄道駅のバリアフリー化

鉄道駅へのエレベーター・ホーム柵設置等のバリアフリー化を行う場合、補助や資金融資を行い、高齢者や障がい者等の利用環境の改善を図ります。

第5章 人材の確保・育成【重点目標・施策の柱5】

<取組の方向性（課題）>

- 喫緊の課題である介護人材不足について、人材の確保・定着・育成の推進が急務です。
- 多くの受け入れが見込まれる外国人材について、受け入れ後の支援体制の構築など、スピード感を持った対応が必要です。
- ICTや介護ロボット活用による業務の負担軽減など、介護現場の革新が求められています。
- 学校教育での介護業務の理解促進など、業務の魅力を発信する取り組みが必要です。

<主な施策>

○高齢者介護士認定制度

介護福祉士取得前の職員を対象とする本市独自の「神戸市高齢者介護士認定制度」について、合格者に対する介護福祉士取得までの支援金の支給や、認定制度を受講するための代替職員確保に係る経費補助など、支援を推進します。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定制度受講者数	43人 (令和2年度)	50人	55人	60人

○外国人材の受入れ促進

技能実習生の監理団体を担う兵庫県社会福祉協議会に対する県市協調補助をはじめ、より効果的な受入施策を実施していきます。日本での長期的な滞在を視野に入れて、技能実習生・特定技能外国人等に対する日本語学習支援や入国後の生活支援について、国際協力・交流団体との連携も含め、本市の特色を生かした受入れ策を促進します。

○すまいへの支援

外国人を含む介護職員を新たに採用した事業所に対し住宅手当補助を実施します。また、市営住宅の空き家への介護職員の入居を促進していきます。

○再就職者支援、介護現場への就労啓発

介護人材の復職を後押しする介護実技を実践するセミナー開催や、潜在介護福祉士を登録する県福祉人材センターと連携した啓発活動など、再就職を支援します。

また、区くらし支援窓口等での就労案内など、様々な場で介護現場への就労を働きかけます。

再就職セミナー受講者数：21人（令和2年度実績、3年度以降は年25人程度見込み）

○介護ロボットの活用

介護ロボット導入について、県の購入補助事業と連携していきます。また、開発企業を支援し、介護現場からの問い合わせにも応じる介護ロボットの相談窓口の設置について検討していきます。

○ICT・AIの活用

開発企業との連携により、介護現場でのICT機器購入やAI導入、ペーパーレス化を促進し、負担軽減や、業務効率化・生産性向上に繋げていきます。

○ノーリフティングの普及啓発

介護職員の腰への負担を軽減する介護技術「ノーリフティング」について、事業者や市民を対象とした研修会等を通じ、普及啓発に取り組んでいきます。

○働きやすい職場づくりの推進

職場内のコミュニケーションを向上させる取り組みの促進や、特別養護老人ホーム等の事業所内保育所整備の補助、介護報酬見直しで検討中の育児に関する人員配置基準緩和の啓発など、働きやすい職場づくりを推進します。

○資質向上に向けた取り組み

神戸市介護サービス協会等と連携した研修のほか、研修参加時の代替職員確保支援策の検討やオンライン研修の開催など参加しやすい環境づくりを推進していきます。

○介護現場の理解促進・魅力発信

トライやるウィークや夏休み中のワークキャンプ（福祉体験学習）など、学校教育での介護

の仕事への理解を図る取組を促進します。事業者団体や福祉系学校等と連携して、市民に対する介護現場の魅力を発信していきます。

トライやるウィーク受入れ校数 77 校、ワークキャンプ参加者数 209（令和元年度実績）

○ハラスメント・安全確保対策

利用者からのハラスメント対策について、啓発資材の活用や県（相談窓口含む）との連携等により、事業者内での周知や市民への理解普及を進めていきます。訪問介護員・看護師の安全確保対策として、2人以上で利用者宅を訪問する際の費用の一部補助を実施します。

第6章 介護保険制度の適正運営【重点目標・施策の柱6】

＜取組の方向性（課題）＞

- 今後も介護費用の増大が見込まれる中、介護保険制度を適正に運営し、制度の持続性を高めていく必要があります。
- 事業者及び利用者への適正・適切なサービスの理解促進を図ることが不可欠です。
※下記政策は、市町村介護給付適正化計画に位置付けられるものです。

＜主な施策＞

○自立支援を促進するケアマネジメント

・ケアマネジメント研修

ケアマネジャーに対する、ケアマネジメント研修や、経験豊富なケアマネジャーがサービス担当者会議等に同行する地域同行型ケアマネジメント研修を実施する。（開催回数：年10回）

・多職種によるケアマネジメント検討会

生活援助中心型の訪問介護について、国の定める回数を超えるケアプランに対して、改善方を検討する「多職種ケアマネジメント検討会」を開催する。（開催回数：年4回）

・リハビリ専門職によるケアマネジャーとの同行訪問

介護サービスを初めて利用する要支援者等のケアプランを作成する際、ケアマネジャーの自宅訪問時にリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）が同行し、自立支援等をアドバイスします。

訪問回数：毎年度、全ての居宅介護支援事業者への訪問を予定

○ケアプラン点検

ケアプランの適正・適切性を点検します。指導・助言のほか、必要に応じて是正も促します。国保連の適正化システム活用による事業者抽出後、縦覧点検や個別状況を踏まえたより精査した点検を行います。

ケアプラン点検数：5,300件（令和2年度計画数、令和3年度以降も同程度）

○要介護認定の適正化

・認定調査委託先の検査

行政保健師等による認定調査現場への同行訪問や調査票点検を実施します。

指標	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託先検査数 (事業所数)	36件(5か所) (令和2年10月現在)	45件(6か所)	55件(7か所)	65件(7か所)

・各種研修、データ分析

要介護認定状況や認定調査について分析し、新規調査員研修(年6回)やフォローアップ研修(年6回)、現任調査員研修(年1回)を行います。

2次判定について(認定審査会)、合議体間の判定の偏りや軽重度変更率を分析し、審査会委員を対象とする研修を実施します。

<1次判定からの変更率(平成30年度)>

重度変更率：7.7%(全国9.0%) 軽度変更率：0.6%(全国1.2%)

○住宅改修の点検、福祉用具貸与の適正化

住宅改修対象住宅に調査員(建築士)が訪問し、施工内容確認により、不適切な工事等に対しては工事の見直しを依頼します。

調査件数：40件(令和2年度末見込み、3年度以降も同程度見込み)

福祉用具貸与は、国保連から提供される「福祉用具貸与一覧表」を活用し、貸与額異常値等の事案について、助言・指導を行います。

一覧表確認件数：年間650,000件程度(令和3年度以降も同程度見込み)

○縦覧点検の実施・医療情報との突合

縦覧点検及び医療情報との突合は、国保連でのリスト抽出に基づき、事業所に対する聞き取り調査を行い、不適切な請求は過誤調整等を依頼します。

医療情報との突合では、医療保険との重複請求が専門性を有することもあるから、国保連への委託など、より効率的な対応も検討していきます。

縦覧点検に係る事業所照会件数：年間3,000件程度(令和3年度以降も同程度見込み)

医療給付突合リスト確認件数：135,000件程度(令和3年度以降も同程度見込み)

○介護給付費通知

サービス利用者に対して、給付状況等を通知します。利用者自らがサービス内容を確認し、制度の透明化や理解促進に繋げていきます。

給付費通知送付件数：年間61,500件程度(令和3年度以降も同程度見込み)

○第三者求償事務の推進

第三者行為求償について、国保連からの情報を元に届出義務対象者を把握し、介護給付費の適正な運用を推進します。

第三者行為届出数：年間 20 件程度（令和 3 年度以降も同程度見込み）

○保険料収納対策の強化

滞納業務の推進体制を検討していくとともに、保険料の支払い手段の多様化（スマホ決済の拡充、インターネットバンキング導入検討）により、収納の確保を図ります。

○公平・公正なあんしんすこやかセンターの運営の確保

神戸市地域包括支援センター運営協議会（各区での取り組み含む）を毎年度開催し、公平・公正なセンター運営を確保します。

開催回数：市運営協議会 2 回、区運営協議会 9 回（令和元年度実績）

○事業所の監査指導

法令等に基づいて、実地指導として施設・事業所へ赴き事業運営や報酬請求等の確認を行い、必要な改善の指導を行います。不正請求や虐待疑い等の通報があった場合、監査として施設・事業所への立ち入り調査等を実施します。

(案)

神戸市障がい者プラン

～共生社会の実現に向けて 6か年戦略～

令和●年●月

神戸市

目次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定について	1
(1) 背景・趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 他の計画との関係	2
(4) 計画期間	2
(5) 計画の策定・推進体制	2
第2部 神戸市障がい者保健福祉計画	3
第1章 基本理念・目標	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本目標	3
第2章 実現に向けた施策	4
(1) 生活支援サービスの充実	4
(2) 地域移行・地域生活のための支援	7
(3) 障がいのある子どもへの対応	10
(4) 就労に向けた支援	13
(5) 社会参加への機会促進	16
(6) 権利擁護・差別の解消	19
(7) 人材の確保・育成、資源の確保	22
(8) 包括的支援体制の構築	24
第3部 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画.....	26
第1章 成果目標について	26
(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行	26
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	27
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	28
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	28
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	29
(6) 相談支援体制の充実・強化等	31
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	31
第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策.....	32
(1) 訪問系サービス	32
(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所.....	32
(3) 居住系サービス等	34
(4) 相談支援	35
(5) 障がい児福祉サービス	36
(6) 発達障がいのある人に対する支援	37

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	38
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み.....	39
(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み.....	40
第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策.....	41

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画2010後期計画（平成19年2月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定について

(1) 背景・趣旨

国において、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という）の締結や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）の施行など、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが進められてきました。また、高齢化や人口減少社会の中で、「障がい」や「高齢」「子ども」といった分野を超えて、地域住民同士が互いに支え合い、一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるような地域共生社会の実現を目指した取り組みも進められています。

このような中、本市においても、障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で様々な相談ができるように障害者地域生活支援センターの拡充や緊急時の受け入れなどができる障害者支援センター（地域生活支援拠点）の各区への設置、障がいのある人の就労を促進するための超短時間雇用の創出（超短時間雇用創出プロジェクト）やICT関連の就労に対応したしごとサポートICTの設置など、「神戸市障がい者保健福祉計画2020」に基づき障がい福祉施策を進めました。

今後も引き続き障がい福祉施策を進めていくために、新たな「神戸市障がい者保健福祉計画」（令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする）および「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」（令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする）を策定し、障がいのある人々が安心して住み続けられる取り組みを進めていきます。

(2) 位置づけ

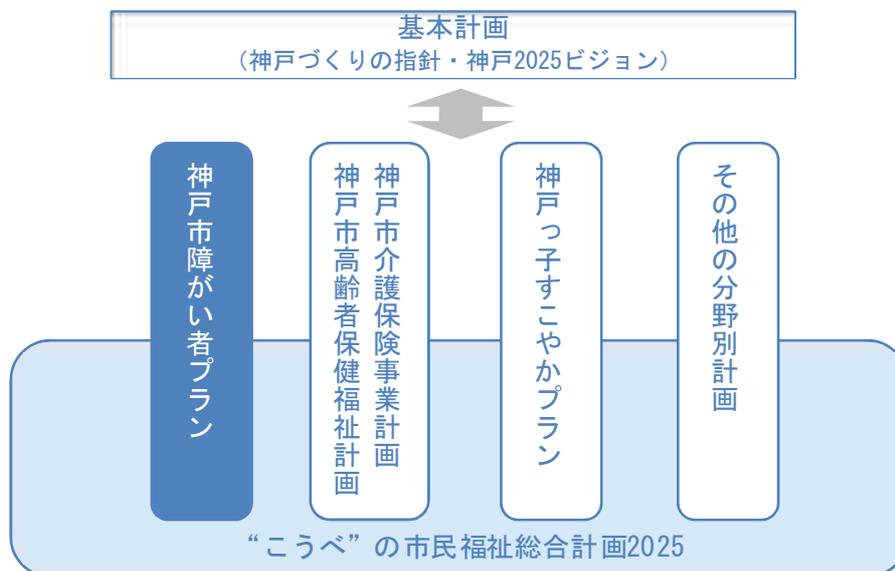
神戸市障がい者プラン（以下、「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項で規定されている「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）に即した内容にするとともに、国の「障害者基本計画（平成30年3月）」および、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画（平成27年3月）」「第6期兵庫県障害福祉推進計画（令和3年3月）」とも整合を図りながら策定します。

本計画においては、第2部を「市町村障害者計画」にあたる「神戸市障がい者保健福祉計画」とし、本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示したものとします。第3部は「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」にあたる「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」とし、具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示します。

なお、「神戸市障がい者保健福祉計画2020」においては、指標を設定し、PDCAを行っていましたが、本計画においては、全体の指標として、「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」の中で目標設定を行います。

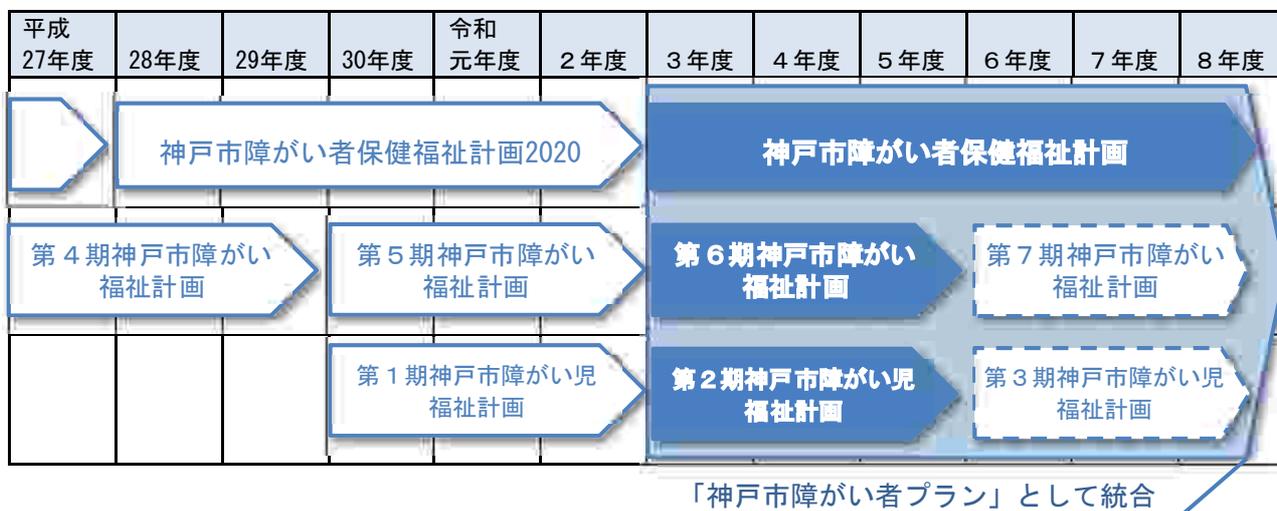
(3) 他の計画との関係

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の分野別計画でもあり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。



(4) 計画期間

「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、前半3か年を「第6期神戸市障がい福祉計画」および「第2期神戸市障がい児福祉計画」、後半3か年を「第7期神戸市障がい福祉計画」および「第3期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。



(5) 計画の策定・推進体制

本計画は神戸市障害者施策推進協議会にて議論を行い策定します。また、地域の実情を把握するため、神戸市障がい者生活実態調査（令和元年度実施）、神戸市重症心身障がい児者実態調査（令和元年度実施）、障がい者関係団体等からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障がい福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行いました。

成果目標および指標について、年1回実績を把握し、その結果を公表します。神戸市障害者施策推進協議会の意見を踏まえてPDCAを行います。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。

第2部 神戸市障がい者保健福祉計画

第1章 基本理念・目標

(1) 基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作ります。

(2) 基本目標

◆基本的人権・自己決定権の尊重

全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念の通り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、またその意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

◆高齢化や重度化等への対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」を見据えた暮らしを支援します。

◆地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするためには、障がい・高齢者・子どもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていく必要があります。誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを一体的に受けられ、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくります。

◆社会的障壁の除去・障がい者の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進することによって、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくります。

第2章 実現に向けた施策

※次の名称は、省略名で表記する。(正式名称：省略名)

障がい者生活実態調査：実態調査、障害者施策推進協議会：推進協議会、障がい者関係団体等からのヒアリング：ヒアリング

(1) 生活支援サービスの充実

現状・課題

(サービス)

- ・障がいのある人が適切なサービスを受けられるようにするためには、身近な窓口である区役所、障害者地域生活支援センターでの相談をはじめ、計画相談支援での適切なアセスメント・モニタリングなどが必要です。現状では、計画相談支援を利用している人が少なく（令和元年度セルフプラン率：障がい者 54.8%、障がい児 88.6%）、実態調査では利用希望者の約6割が制度を知らないと回答しています。また、自立支援協議会やヒアリングにおいて、相談支援事業所の数が少なく、質にばらつきがあるという声がありました。今後、相談支援事業所の量・質を高めていくとともに、障がいのある人にわかりやすい相談支援体制をつくっていくことが課題となっています。
- ・ヒアリングでは、相談支援事業所だけでなく、日頃から本人の状況をよく知っている日中活動系サービス事業所においても、相談や情報提供をしてほしいという声がありました。

(医療)

- ・実態調査では、自宅・地域生活を送るうえで必要なこととして、「主治医や医療機関が近くにあること」が挙げられています。障がいのある人が近くで安心して受診できる医療機関を増やすことが求められます。

(その他)

- ・主な介護者である親が高齢化しており、実態調査では、介護者のうち60代以上が約4割にのぼり、自身の健康に不安がある人も多くなっています。
- ・ヒアリングでは、介護の負担が家族に集中しているため、家族の就労が難しくなったり、家族が介護できない場合は障がいのある人が施設入所せざるを得なかったりする状況があるという声がありました。今後、家族の負担を軽減するためのサポート体制やサービスを充実させることが課題となっています。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

- ・障害者地域生活支援センターでは、障がいのある人やその家族の複雑化した相談などに対応するため、専門性の向上や機能強化を図ります。
- ・計画相談支援を利用して適切な障がい福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに、相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。
- ・基幹相談支援センターでは、障害者地域生活支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどにより人材育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組めます。

- ・身近な窓口である区役所において、適切な相談対応や必要な情報提供、各機関へのつながりができるよう、研修などにより職員の知識・能力の向上を図ります。
- ・障がいのある人に関するさまざまな相談窓口について、障がい特性に配慮した専門的な相談体制を充実させるとともに、各相談機関の役割を明確化し、利用者が迷わない相談体制をつくります。

②各種サービスの充実

- ・訪問系サービスについては、個々のニーズの把握に努めるとともに、個別の生活状況に応じたサービスを提供するため引き続き適切な支給決定および運用を行います。
- ・生活介護については、重度の心身障がいがある人や医療的ケアの必要な人が利用できる事業所を拡充します。また、日常生活の相談や情報提供ができるよう取り組みます。
- ・短期入所については、重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人、強度行動障がいのある人が利用できる短期入所事業所の整備を進めます。
- ・日常生活用具については、障がいのある人や子どもの状況に合わせて、内容の充実を図ります。

③障がい福祉サービス事業所への指導監査・質の向上

- ・事業所運営の適正化や虐待などの防止のため、事業所への指導監査に取り組んでいきます。
- ・指導監査結果の情報共有を県など関係自治体等と行います。
- ・障がいのある人や家族が安心して障がい福祉サービスを利用できるように、事業所に対する研修や助言・指導などを行い、職員の質の向上を図ります。

④障がい者医療の充実

i) 受診機会の保障

- ・障がいのある人が身近な地域で安心して診察・治療を受けられるように、医療体制の充実を図るほか、障がいのある人の受診機会の確保について医療機関への啓発を進めます。
- ・歯科医療については、地域の歯科診療所での治療が困難な人に対してこうべ市歯科センターで治療を行うほか、障がい者施設への訪問歯科保健指導や訪問歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会を行います。
- ・障がいのある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成、指定難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、精神入院医療費助成を引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。

ii) 専門医療・リハビリテーションの提供

- ・障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるため、医療機関や関係機関との連携を図ります。生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度の障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して受けることができるよう支援します。
- ・重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源や障がい福祉サービス事業の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを引き続き構築します。
- ・精神障がいのある人の急性増悪時における精神科医療体制、および精神科病院に入院加療中の患者が身体疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤多様化するニーズへの適切な対応

i) 高齢化・重度化への対応

- ・障がい者本人の高齢化に対しては、介護保険のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・えがおの窓口（居宅介護支援事業所）などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援します。その他、個々の事情に応じた障がい福祉サービスの利用についても継続します。
- ・介護者である親の高齢化に対しては、各区の障害者支援センター（地域生活支援拠点）を中心に見守り支援体制の構築を進めるとともに、相談支援機能や緊急時の受け入れ体制を確保し、関係機関と調整しながら支援を行います。

ii) 難病のある人への対応

- ・神戸市難病相談支援センター、神戸難病相談室、各保健センターにおいて、相談や情報提供を行うとともに、必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。

iii) 発達障がいのある人への対応

- ・神戸市発達障害者支援センターでは、発達障がいのある人の特性を踏まえ、日常や就労・社会生活訓練など当事者支援や支援者に対する発達障がいに係る専門家による研修会などを実施し、支援の充実を図ります。

⑥介護離職の防止

- ・障がいのある人の介護をしながらでも働き続けられるように、障がいのある人の家族に対してのサービスや介護休業、介護休業給付金などの制度に関して情報提供を行い、適切なサービスにつなぎます。また、仕事と介護の両立に関する企業への理解の促進を図り、働きやすい環境をつくります。

(2) 地域移行・地域生活のための支援

現状・課題

(地域移行)

- ・実態調査では、希望する将来の住まいについて、「家族と一緒に自宅で生活したい」「地域で独立した生活がしたい」が多くなっています。一方、グループホームを含めた施設入所希望も一定あり、これを障がい種別で見ると、身体障がい者では高齢者向け施設が、知的障がい者および精神障がい者（入院中の人）ではグループホームの割合が高くなるなど、それぞれ傾向が異なっていました。
- ・ヒアリングでは、高齢の親と一緒に暮らしている障がいのある人は親の介護も必要となることから、1人で離れたところで自立するのではなく、高齢の親と一緒にケアを受けながら暮らせるような場所がほしいというニーズもありました。
- ・自立支援協議会やヒアリングでは、グループホームの数が足りないという声や、それぞれの障がい特性に応じたグループホームが少ないという声がありました。また、地域に生活を支える資源が少なく、自立を選択することが難しいという声もありました。
- ・地域移行にあたっては、それぞれの障がいや家族の状況に応じた住まいの確保や自立にあたっての地域資源の充実が課題となっています。

(地域生活)

- ・自立支援協議会において、緊急時のショートステイの充実や障がいのある人の見守り体制の充実などが課題として挙げられています。

(災害・感染症)

- ・災害時について、実態調査では、「福祉避難所がどういうときに利用できるか」「自分が住んでいる地域のどこにあるかも知らない」という回答が75%となっていました。また、3割以上の人が「避難場所の設備が不安」「食料・水の配給など必要な情報を得るのが難しい」「自分で判断して身を守る行動をとることが難しい」などと回答しています。今後、福祉避難所や災害時の対応方法について周知することが課題となっています。
- ・自立支援協議会において、災害時の個別避難計画が必要であるという課題も挙げられています。
- ・感染症については、ヒアリングにおいて、感染症にかかった時にどのように行動するとよいのかという不安の声があり、具体的な予防や対応方法について周知することが課題となっています。

施策の方向性

①施設入所者の地域移行

- ・障がいのある人の地域移行の推進および地域生活の継続支援のため、地域支援機能強化専門員を中心に、地域移行に関する関係機関および障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークを構築します。
- ・施設入所中や長期入院中、または在宅で生活する障がいのある人で、将来に備えて訓練が必要な人に対して、グループホームの居室を確保し、体験利用を行います。
- ・入所施設から退所した障がいのある人の居宅での生活を支援するため、自立生活援助の利用を促進します。

②長期入院の精神障がいのある人の地域移行

- ・精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による退院意欲の喚起や地域移行支援などの個別支援などを通して地域移行を推進します。
- ・各区の精神障害者継続支援チームや精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員を活用し、必要な医療や支援が途切れることなく地域で暮らせる体制を構築します。

③地域移行を支えるサービス基盤の確立

i) 住まいの確保

- ・地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる経費助成や、市営住宅の空き住戸の利用・整備を引き続き進めます。今後も、民間住宅の空き家に関する情報を運営希望法人に提供するなど、関係部局等と連携して積極的に取り組みます。また、重度の障がいのある人を含め、障がいの程度に関わらず利用できるようにグループホームの整備を進めます。
- ・市営住宅については、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の確保を図ります。また、民間賃貸住宅へ入居する場合は、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進や、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援を行います。

ii) 介護保険施設等と併設したグループホームの整備

- ・高齢の親とともに暮らしたいという障がいのある人や、高齢化しても同じ環境で生活したいという障がいのある人のニーズに応えるため、特別養護老人ホームなどの介護保険施設とグループホームなどを併設した施設の整備に取り組みます。

iii) 地域移行に向けたネットワークの構築

- ・地域移行支援を行う事業所を中心に入所施設や精神病院、区自立支援協議会、障がい福祉サービス事業所、地域の支援者などが連携して、地域移行を進めるネットワークを構築します。

iv) 障害者支援センター（地域生活支援拠点）の機能の充実

- ・地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受け入れなどにより、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します。また、見守り支援員を配置し、障がいのある人の見守り支援体制の構築を進め、災害時の障がい者支援にも活かしていきます。
- ・市自立支援協議会において、障害者支援センター（地域生活支援拠点）の運営状況の検証および検討を行います。

④精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

i) 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

- ・「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などの保健・医療・福祉関係者による協議の場や、障害者地域生活支援センターを対象にした地域アセスメント等を活用し、精神障がいのある人や家族等のニーズを把握したうえで、課題の整理を行います。また、課題の解決に向けた取り組みについて、その進捗状況の評価を実施します。

- ・精神障がいのある人を支援する事業所や病院など地域移行関係職員への研修の実施や相談支援事業所と連携し、保健・医療・福祉の相互理解の促進や協働体制の構築を進めます。
- ・地域住民等を対象に、精神障がいや精神障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし安心して暮らせる環境を整えるための普及啓発や地域生活における関わり方等の研修を行い、精神障がいのある人が地域移行しやすい環境をつくっていきます。

ii) こころの健康づくり・依存症対策

- ・精神保健福祉センターでは、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及啓発などに取り組みます。
- ・依存症については、各保健センター、精神保健福祉センター、ひょうご・こうべ依存症対策センターにおいて、専門的な相談を受け付け、依存症患者および家族を包括的に支援します。

⑤災害時の対応・感染症対策

i) 防災・災害時の対応

- ・各区の自立支援協議会において、地域への障がい理解のための啓発活動や、声かけ運動、防災訓練への参加など要援護者支援の取り組みを進めるとともに、災害時の対応方法について啓発します。また、防災訓練では、災害時の障がい者支援を担う障害者支援センター（地域生活支援拠点）とも連携して実施します。
- ・災害時における要援護者への対応として、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」（平成25年4月施行）に基づき、福祉避難所等における支援の充実に取り組みます。また、災害時に円滑な開設・運営ができるよう、マニュアルの整備や訓練を行います。
- ・医療的ケアを要する在宅の人工呼吸器装着患者や重度の心身障がいのある人は、医療の提供や電源が確保された場所に避難する必要があるなど特に配慮を要することから、事前に災害時の対応をまとめた個別計画を早期に策定します。
- ・緊急時には、ひょうご防災ネットなど携帯電話のメールやアプリによる災害情報などの提供を行うとともに、情報アクセスの困難な障がいのある人へ緊急情報が確実に届くように配慮します。また、自宅内での緊急時に速やかな救護を受けるため、緊急通報システム事業（ケアライン 119）および聴覚・言語機能障がいのある人などが携帯電話やスマートフォンの文字入力を利用して通報ができる NET119 番通報システム事業を引き続き実施します。

ii) 感染症対策

- ・障がい福祉サービス事業所などに対して感染症対策マニュアルの周知を図るとともに、物資の備蓄など事前の対策を促します。
- ・感染症患者が発生した場合には、障がい福祉サービス事業所などに対して、衛生用品など必要な物資を優先的に供給して、感染拡大防止に努めます。
- ・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。
- ・介護者が感染症に感染した場合は、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がいのある人の受け入れなど支援体制を整備します。

(3) 障がいのある子どもへの対応

現状・課題

(相談・支援体制)

- ・ヒアリングでは、様々な支援先があるが、どこに相談したらよいのかわからない、支援する側にもどこに支援をつないだらよいかわかりにくいといった声が多く、支援機関の機能の明確化とその周知が課題となっています。
- ・また、乳幼児健診等で発達の遅れなどを早期発見し支援につなげることが重要だが、健診結果や健診後どのサービスにつながったのか、成長に伴いどのような変化があったのか、日常的な居場所での様子はどうかなど、幼稚園・保育所・学校・障がい児福祉サービス事業所含め関係機関で子どもの情報が十分に共有できていない場合がある、という声もありました。個人情報に配慮しながら子どもに適した支援につなぐため情報の共有が課題となっています。

(重度障がい・医療的ケア)

- ・ヒアリングから、重度の障がいのある子どもや医療的ケアの必要な障がいのある子どもが、看護師の確保などが整わず、保育や就学前教育を受けられない場合があるとのことでした。就学前の集団生活を学ぶ機会の確保が課題となっています。
- ・放課後の居場所として放課後等デイサービスのニーズは高いですが、ヒアリングでは、重度の障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもへの対応ができる放課後等デイサービス事業所が少ない実態がうかがえました。

(思春期世代)

- ・子どもの成長に応じた支援については、思春期における支援が十分でないとの意見があり、本人に適した就労・進学、社会生活を意識した支援を実施していくことが課題となっています。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

- ・区役所、療育センター、こども家庭センターそれぞれの役割を明確化し、これらの関係機関や障害児相談支援事業所を含めた障がい児福祉サービス事業所等への相談や支援の流れを市民や支援者にわかりやすく広報します。
- ・関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもおよびその保護者に寄り添いながら、子どもの特性やライフステージに応じた切れ目ない支援を行える体制を構築します。

②就学前の支援体制の充実

- ・幼稚園に、こうべ学びの支援センターや通級指導教室から担当教員や専門家等を派遣し、相談を受けるほか、巡回指導を行うなど支援の充実を図ります。
- ・保育所などにおいて、障がいのある子どもが教育・保育を受けられる「すこやか保育（障がい児保育）」を引き続き実施します。また、巡回指導研修等の機会を拡充し、援助技術の向上を図ります。
- ・総合児童センターにおいて、療育指導事業（発達クリニック）を引き続き実施します。また、拠点児童館においても発達の気になる親子のための講座などの充実を図ります。

- ・児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所などにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園などと連携し、障がいのある一人ひとりの子どもに応じた支援をします。

③就学後の支援体制の充実

i) インクルーシブ教育システムの構築

- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性や共生社会への理解を育めるよう支援します。

ii) 通級指導体制の充実

- ・通級指導のニーズ増加に対応するため、小中学校の自校通級指導教室の設置などを進めていくほか、市立高等学校在籍生徒の通級指導体制の拡充を図ります。
- ・こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への巡回相談などのきめ細かな支援を行います。

iii) 放課後の支援

- ・放課後等児童健全育成事業（学童保育）について、引き続き、保育所や幼稚園、小学校等と連携するとともに、必要な施設改修や支援員の配置、巡回指導・研修等の支援を行います。
- ・放課後等デイサービス事業所については、障がいのある子どもへの支援の質を高めるため研修等の強化を図ります。また障がいのある子どもの支援に必要な情報の共有や適切なサービス提供ができるよう、学校や障害児相談支援事業所等との連携を進めます。

④重度の障がい・医療的ケアの必要な子どもへの対応

- ・医療的ケアにかかる看護師配置については、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーションの利用にかかる経費の補助を行い、地域の偏りをなくします。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）においても、医療的ケアの必要な児童等を支援します。
- ・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行います。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場合での対応を図ります。
- ・医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない特別支援学校に在籍する児童生徒については、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進します。
- ・放課後等デイサービス事業所において、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができる事業所の確保に取り組みます。

⑤家族に対する支援

i)ペアレントトレーニング

- ・発達障がいのある（または疑いのある）子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニングを引き続き実施し、子育ての負担の軽減を図ります。

- ・自らも発達障がいのある子育てを経験した親をペアレントメンターとして養成し、発達障がいのある子どもをもつ親に対して、情報提供など共感的なサポートを実施します。

ii) レスパイトケア

- ・介護者の病気、出産、冠婚葬祭、旅行などの事情で在宅介護が困難になった場合も含め、ショートステイの機能を充実させ、レスパイトケアを推進します。また、重度の障がいのある子どもも含む受け入れができるよう取り組みます。

⑥関係機関の連携と切れ目のない支援

i) 連携による支援

- ・「神戸市療育ネットワーク会議」や「こうべ学びの支援連絡調整会議」などを通じて、障がい児支援に関する課題を全市的に共有し、学校現場とこども家庭センター、療育センター、障害福祉サービス事業所等など関係機関が連携することで、療育体制の確立、情報の共有化を進めます。

ii) 切れ目のない支援

- ・障がいや発達の問題になる子ども一人ひとりの特性に応じた幼児教育、保育、療育を実現するため、「神戸っ子すこやかプラン 2024」や「神戸市教育振興基本計画」も踏まえつつ、子どもの成長に合わせた切れ目のない一貫した支援を実現します。

iii) 思春期世代から大人に至るまでの支援

- ・「神戸市発達障害児（者）支援地域協議会」において、発達障害者支援センターを中心に医療、福祉、障がい児福祉サービス事業所等の関係機関のネットワークを構築し、思春期世代から大人に至るまでに支援が切れてしまわないよう連携して支援します。

(4) 就労に向けた支援

現状・課題

(一般就労)

- ・障がいのある人の就労のために必要な条件として、「職場に障がいの理解やサポートがあること」が最も多く、次いで「職場に障がい者に配慮した設備などが整っていること」が多くなっていることから、障がいのある人の特性や必要な配慮について雇用先企業へ周知・啓発することが課題となっています。
- ・ヒアリングから、一般就労の課題として、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦労することが挙げられています。特に、難病の場合や月に数日しか働けない人などの就労受け入れが難しいという意見がありました。障がいのある人本人の特性や希望を踏まえた、働く場の確保や就労移行支援事業所などによる適切なマッチングが課題となっています。
- ・ヒアリングから、職場定着の課題として、職場で悩みを相談できる人がおらず、仕事が続かない、福祉的就労に継続して通うのが困難であることが挙げられています。職場の環境変化等に応じた継続的な職場定着支援や、雇用先企業と障がいのある人の間をとりもつ第三者（相談、調整役）の配置が課題となっています。

(福祉的就労)

- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどを利用する人は、前計画策定時と同様に一定数います。
- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所の工賃収入をみると、平均額が10,690円となっており、全国での平成30年度平均工賃16,120円と比較するとやや低い傾向にあります。今後も工賃を引き上げる工夫をすることが必要となっています。

(就労形態)

- ・実態調査から、今後の就労希望について前回調査と比較すると、「在宅勤務や内職をしたい」の割合が増加しています。また、日中の過ごし方として、身体障がい者（64歳以下）や精神障がい者では「自宅で手作業やパソコン・インターネットなど（ICT）を使って仕事をしたい（在宅勤務）」との希望が一定あります。

施策の方向性

①一般就労に向けた支援・定着支援

i) 就労移行支援の推進

- ・全市的な就労支援拠点としてのしごとサポート中部や地域に密着した就労支援の拠点としてのしごとサポート東部・北部・西部において、障がいのある人や雇用事業主への支援を実施します。
- ・しごとサポートにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など生活面にも配慮して支援します。
- ・就労移行支援事業所を紹介するパンフレットの作成・配布のほか、就労移行支援事業所オープン見学会を開催することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。

ii) 就労機会の拡大

(7) 特例子会社の設立促進

- ・市内に特例子会社を新たに設立する事業主等に対する「神戸市特例子会社設立促進事業補助金」によって、安定的な雇用の場の拡大に引き続き取り組むとともに、兵庫労働局やハローワーク、兵庫県の特例子会社設立ワンストップ支援窓口などと連携します。

(4) 身近な場所での職場や実習場所の確保

- ・障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーや訓練・就労現場見学会を通じて、雇用ノウハウを提供するとともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施します。
- ・各しごとサポートに配置しているしごと開拓員が、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明や雇用管理上のアドバイスを企業に対して行うなど、積極的な雇用啓発・職場開拓を行います。
- ・事業所との連携のもと、回復途上にある精神障がいのある人が、一定期間訓練を行う精神障害者社会適応訓練などを推進します。

(ウ) 障がい特性に対応した就労支援

- ・精神障がいのある人および発達障がいのある人に対応するため、企業における障がい特性の理解、啓発やしごとサポートでの精神・発達障害者就労支援員の配置など、就労支援の強化に取り組みます。
- ・各しごとサポートにおいて、障がい者手帳の有無にかかわらず相談に応じるほか、難病相談支援センターにおいて、ハローワークと連携し、難病のある人の就労支援を実施します。
- ・各しごとサポートでのマッチングや超短時間雇用創出コーディネーターなどを活用し、長時間の就労が困難な障がいのある人に対して、週 20 時間未満の超短時間雇用を引き続き推進します。

iii) 就労定着支援および離職者への支援

- ・就労移行支援事業者、就労定着支援事業者、しごとサポート、ハローワーク等が連携して、障がいのある人、家族、企業等に助言するなど、就労後の支援をきめ細かく行います。また、離職した障がいのある人が再度就職できるように連携して支援します。
- ・障がいのある人を雇用した企業に対し、研修等を通じて障がいについての理解促進を図ります。

②福祉的就労の促進

i) 就労機会の拡大

(7) 企業などとの連携による福祉的就労の場の確保

- ・企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

(4) 農業分野での福祉的就労や商品力向上の取り組みへの支援

- ・高齢化等による担い手の減少等が課題となる中で、農作物の栽培・加工・販売、農作業ができなくなった近隣農家の支援を通じた就労拡大など、障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方の一つとして農福連携に取り組めます。

- ・ 専門家等と連携して商品開発に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援することで、商品力の向上を図り、売上増加、工賃の向上を図ります。

ii) 市や企業からの受注の拡大

- ・ 「障害者優先調達推進法」（平成 25 年 4 月施行）により作成した「障害者優先調達推進方針」に基づき、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を推進します。
- ・ 企業などに対して、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけ、販路の開拓を支援することで、工賃の向上を図ります。

iii) 生産活動への支援

- ・ 「神戸ふれあい工房」において、外商販売や新たな販路開拓を進め、売上拡大を図ります。
- ・ 自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、役務発注企業の情報を障がい福祉サービス事業所などに提供するなど、企業とのマッチングを進めます。
- ・ 事業所が作成する商品や活動内容等を紹介するウェブサイトを設け、事業所の商品やイベント情報等をタイムリーに発信し、販路拡大や売上増加につなげます。
- ・ しごとサポートに配置したしごと開拓員による企業への営業活動に積極的に取り組みます。

③多様な働く機会の確保

- ・ 障がいのある人が、短時間労働や在宅就労、自営業など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。特に、事業所の協力のもと ICT を活用した在宅就労を行えるよう支援します。

④就労移行支援事業所などの支援技術の連携・向上

- ・ 障がいのある人の就労において、就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化などネットワーク構成員の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所などの支援者を対象としたスキルアップ研修会を開催します。

(5) 社会参加への機会促進

現状・課題

(居場所)

- ・実態調査から、今後参加したい活動として、「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手、支援活動」の希望があり、「障がい者同士のサークル、啓発イベント等を通じた交流の場がほしい」などの意見も多数寄せられていることから、当事者同士の交流・情報交換の場の確保（創出）が課題となっています。
- ・ヒアリングからも、障がいのある人同士が気兼ねなく余暇を楽しめる機会や情報交換する機会が求められています。特に、子どもには放課後等デイサービスがある一方で、作業所に通う人は作業終了後に余暇を過ごす居場所がないことが課題となっています。

(情報保障)

- ・実態調査から、障がい福祉サービスの情報源をみると、「市の広報紙・パンフレットなど」が最も高く、次いで「各区役所」「医療機関、主治医」となっています。また、「家族や親戚」「友人・知人、仲間」など、身近な人からの情報提供の割合も高くなっています。
- ・実態調査では、パソコン、携帯電話・スマートフォンの使用における介助・支援の必要性が全体で3割台にとどまり、ICT機器による情報アクセスが困難である人も一定数みられます。「高齢者、障がい者は情報を本人で得ることは困難であるため、わかりやすくしてほしい」「必要なサービス等の情報についてはがき・電話等で知らせてほしい、もっと情報発信してほしい」という意見も寄せられています。障がい特性や高齢などで情報アクセスが困難な人もおり、障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に発信することが必要となっています。
- ・ヒアリングから、情報アクセス・コミュニケーションについて、「神戸市みんなの手話言語条例」が施行されているが、手話が市民にとって身近になったとは言いがたいという意見があり、手話、要約筆記をより活用していくことが必要となっています。

(バリアフリー等)

- ・実態調査から、外出時の課題については、「介助者がいないと外出できない」「バスや鉄道などの便が少ない」「休憩できる場所が少ない」などが挙がっており、また、「道路や歩道の凸凹、段差、草木などにより歩きづらい、段差などの目印がほしい」などバリアフリーへの対応が課題となっています。

施策の方向性

①スポーツ・文化芸術活動などの促進

i) 障がい者スポーツ・パラスポーツ

- ・障がいのある人が日頃から障がい者スポーツに親しめる場を引き続き確保し、障がい者スポーツ大会への参加につなげます。
- ・地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域の方々が地域のスポーツ施設や学校などを利用して、身近に障がい者スポーツ・パラスポーツに参加できる機会を増やすことにより、健康づくりや障がいへの理解を促進します。

ii) 文化芸術活動

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月施行）により策定した「神戸市文化芸術推進ビジョン」に基づき、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮および社会参加を促進します。
- ・障がいのある人の暮らしを豊かにするため、音楽コンサートや美術作品の展示会など障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集・発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、文化活動の振興を図ります。

②地域での交流促進・居場所づくり

- ・地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動の機会の提供および地域との交流を促進します。また、障がいのある人同士が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実します。
- ・街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、特別支援学校での行事開催などを通じて、障がいのある人とない人の相互理解を促進します。

③情報アクセス・コミュニケーションの保障

i) 相談窓口の連携・アクセス向上

- ・障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスにアクセス（到達）しやすくするため、各相談窓口、関係機関・関係者間の連携を進めます。

ii) ICTの活用による情報提供や各種手続きの推進

- ・情報提供にあたっては、インターネットや電子メールなどICTの活用を図るため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア）を支給します。
- ・移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を進めます。

iii) 障がい特性に配慮した情報発信の強化およびコミュニケーション支援

- ・点字化や音声コードの添付など障がい特性に合った方法により、障がいのある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。
- ・障がいのある人とない人の交流を促進するため、手話通訳者や要約筆記者、ICTの活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

iv) 市立点字図書館・市立図書館における読書環境整備の推進

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）に基づき、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。
- ・市立点字図書館において、点字図書や点字資料、デイジー図書の閲覧や貸し出し、読み書き・対面朗読サービス、広報紙KOBE点字版・デイジー版の発行、公文書の点字化などのサービスを行います。また、地域における啓発・福祉体験活動の実施とともに、視覚障がい者用機器の相談や講習会を充実します。

- ・市立図書館では、館内に拡大読書器やデイジー図書再生機を設置するとともに、障がいのある人が利用しやすい書籍（大活字本やLLブック等）、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍を充実します。また、身体に障がいがあり来館が困難な人に郵送貸出サービスを行います。

④外出のための支援

i) 外出・移動への支援

- ・利用者のニーズを把握しながら、ガイドヘルプ（移動支援）・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を図る外出・移動を支援する事業を実施します。

ii) 補助犬の啓発

- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共施設や公共交通機関だけでなく、ホテルやレストラン等においても原則受け入れが義務付けられていることを市民に正しく理解してもらうため、啓発活動に取り組みます。

iii) 福祉乗車制度・タクシー利用助成・自動車燃料費助成の実施

- ・障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉乗車制度、重度心身障害者タクシー利用助成、自動車燃料費助成を長期的に維持できるよう努めます。
- ・その他、障がいのある人の社会参加を促進につながる移動支援施策を検討します。

iv) 精神障がい者割引

- ・各公共交通機関が実施している運賃の割引制度について、精神障がいのある人についても対象に含まれるよう働きかけをします。

⑤ユニバーサルデザインのまちづくり

i) ユニバーサルデザインの普及・啓発

- ・誰もが安心して快適に暮らすことのできるユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を市民に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

ii) バリアフリー化の推進

- ・「神戸市バリアフリー基本構想」に基づき、建築物、道路、公園などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。また、市民に対してユニバーサルデザイン推進のための講座や啓発事業を実施するなど「心のバリアフリー」を引き続き推進します。
- ・令和3年度に、ハード対策も加え「心のバリアフリー」の観点からソフト対策も強化した、新しい「神戸市バリアフリー基本構想」を策定します。

iii) 「神戸市みんなの手話言語条例」による手話の普及

- ・出前講座や、大人だけでなく子ども向けの手話講座も開催し、聴覚障がいへの理解や手話を身近に感じてもらえる機会を増やします。
- ・手軽に手話に触れる機会をつくるために、市ホームページにて手話動画の公開を行います。

(6) 権利擁護・差別の解消

現状・課題

- ・実態調査では、差別や偏見を受けた経験がある人が全体で約4分の1、特に知的障がい・発達障がいのある人については高くなっています。差別や偏見を受けた場所としては、学校や職場・アルバイト先が多くなっています。
- ・一方で、障害者差別解消法を知っている障がいのある人や差別を受けた際の相談窓口を知っている障がいのある人は少数にとどまっています。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードを知っている人は全体の約3分の1程度にとどまっています。
- ・学校や職場などにおいて、障がいについて理解を促すことや、障がいのある人に障がいのある人の権利や相談先があることについて周知を促すことが必要となっています。
- ・国の障害者基本計画のとおり、障がいのある人が必要なサービスを受けられるように支援することや、財産管理や消費活動などにおいて不利にならないようにすることが課題となっています。

施策の方向性

①啓発

i) 各種啓発事業の実施

- ・障害者週間やふれあいのまち KOBE・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベント等を通じて、障がいや障がいのある人についてより理解を深められるよう啓発を行います。
- ・子どもに対して、学校教育の場を中心に福祉教育や特別支援学級・特別支援学校との交流、トライやる・ウィークやワークキャンプなど、障がいのある人とない人の交流機会の拡大や福祉活動の体験学習をする機会を確保します。
- ・市職員に対して職員研修などを実施し、障がいについての理解を深めます。
- ・産業界などと連携することで、障がいへの理解を促進し、障がいのある人の就労につなげます。
- ・発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がいのある人の日常生活や生きづらさを正しく理解するための啓発などを行います。
- ・その他、あらゆる機会を活用し、市民の幅広い障がい者への理解を得られるよう啓発を行います。

ii) ヘルプマーク・ヘルプカードなど障がいのある人に関するマークの普及啓発

- ・引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知や配布場所の拡大に取り組みます。
- ・その他、障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。

②障がいのある人への差別解消

- ・「障害者差別解消法」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別の解消を目指します。
- ・「障害を理由とする差別に関する相談窓口」において、必要に応じて相手方への状況確認や法の説明を行い、可能な代替案の提供がないかなど建設的な対話の実現に努めるほか、他により適切な専門機関がある場合はつなぐなど、はしわたしの役割を果たします。

- ・市職員は、障害者差別解消法に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消に関する神戸市職員対応要領」を遵守し、より適切な市民対応を促進します。
- ・障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるため、「障害者差別解消支援地域協議会」において地域の関係機関ネットワークを構築し、相談事例の共有や情報交換等を行います。
- ・引き続き、国の法見直しに係る動きを注視しながら、差別解消に向けた施策を検討します。

③障がいのある人への虐待防止

- ・養護者等や施設従事者、利用者からの虐待があった場合は、「障害者虐待防止センター」の相談窓口で受け付け、必要に応じて緊急的な一時保護のための施設を確保するなどの対応をするとともに、区役所や障害者地域生活支援センター等において障がいのある人や養護者に対する支援を継続的にを行います。
- ・施設従事者や利用者からの虐待について、未然防止や適切な指導を行います。支援者に対する適切な支援方法の研修や、障がい者虐待についての研修実施の義務付けなどにより、虐待防止体制を構築します。
- ・「障害者虐待防止センター」の周知を図り、障がい者虐待を発見した人による速やかな通報を促します。また、障害者虐待防止法に通報義務の定められていない医療機関等に対しても、通報制度などを積極的に周知するとともに、虐待の未然防止と適切な指導を行います。

④成年後見制度等の利用促進

※「成年後見利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）に基づく、市町村計画に位置づけます。

i) 成年後見制度の周知・利用促進

- ・各区の「成年後見制度の利用手続き相談室」において市民からの相談に応じるほか、出前トーク等の説明会を実施し、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見セミナーを開催し、周知と併せて、後見活動を行う市民の資質向上を図ります。
- ・障害者地域生活支援センターが成年後見支援センターなどと協力し、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見・相談を行い、本人の権利擁護につなげます。
- ・成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成研修等を実施し、後見人担い手の養成および活動を支援します。また、弁護士や司法書士などの専門職による相談を実施し、書類作成の業務補助を受けることができる環境を整備します。さらに、専門職団体や関係機関からの協力を得ることのできる地域連携ネットワークの構築を目指します。

ii) 福祉サービス利用援助の活用促進

- ・こうべ安心サポートセンターにおいて、判断能力が不十分などの理由で日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的な金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業を実施します。
- ・サービス利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見人の選任などが必要となった場合には、成年後見支援センターと連携し、成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援します。

⑤選挙における障がいのある人への配慮

- ・点字、音声等、多様な手段を用いて選挙に関する情報を提供します。
- ・移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- ・投票事務従事者に対して、事前の研修を実施し、障がいのある人が投票所に来た際にそれぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな対応ができるよう取り組みます。
- ・障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の実施等の取り組みを促進します。指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

⑥消費者としての障がいのある人への配慮

- ・「神戸市消費生活あんしんプラン2025」に基づき、障がいのある人に消費生活センターや消費者ホットラインを周知するとともに、商品やサービスに関する契約トラブルにあった場合でも、障がい特性に配慮した消費生活相談を実施し、解決に向けた助言などを行います。

(7) 人材の確保・育成、資源の確保

現状・課題

- ・ヒアリングにおいて、障がいのある人にもっと寄り添った相談支援を求める声がありました。また、市職員の障がい福祉制度に関する知識が不十分な場合があるとの指摘がありました。
- ・国は地域共生社会の実現を目指しており、複雑化・多様化した課題を抱える人を身近な地域で見守り、また支え合うため、様々な関係者・関係機関を巻き込んだ地域づくりが課題となっています。
- ・ヒアリングにおいて、障がいのある本人が高齢化した場合や障がいのある人の家族に高齢者がいた場合に、そうした事情を考慮したケアプランを作成できる介護保険のケアマネジャーがいないという声がありました。
- ・福祉の人材に限られる中、福祉分野で人材を奪い合うのではなく、人材を有効活用し、介護保険や障がい福祉両方に対応できる人材を育成するとともに、両者に対応できるサービスを増やしていくことが課題となっています。

施策の方向性

①介護人材の確保

- ・事業所が新たに正規職員を採用した場合に、事業所に対して住宅手当支給額の補助を行うことなど、介護職員の処遇改善を図ります。
- ・介護職員の負担軽減や業務改善につながる ICT やロボットの活用を推進します。
- ・介護職の魅力をアピールするとともに、合同就職説明会へ介護事業者の参画を呼びかけるなど、介護人材の確保に取り組みます。

②職員研修の充実

i) 障がい福祉サービス事業所の職員への研修

- ・職員の資質向上を図るため、市民福祉大学や介護サービス協会において研修を実施します。年次に応じた初任者研修、中堅研修、施設長研修などだけでなく、年次に関わりなく必要なテーマについて広く研修を受講できるよう取り組みます。
- ・「障害施設職員スキルアップ研修」を拡充し、仕事への意欲向上や施設を超えた仲間づくりによる離職防止につなげます。また、研修に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・県が実施する福祉人材の確保・質の向上に向けた研修について、各サービス提供事業所に情報提供を行い、介護従事者の人材確保・育成に取り組みます。

ii) 市役所・区役所の職員の対応力の向上

- ・障がい福祉制度に関わる市役所・区役所職員の知識・能力の向上を図るため、支援に関するマニュアルの整備や各種研修への受講促進、障害者地域生活支援センターとの個別のケース検討や情報共有などにより、対応力の向上を図ります。

③地域での担い手の育成

i) 身近な支援の担い手の発掘

- ・障がいサポーター養成講座などの啓発活動を通じて、専門的な知識がなくても、日常生活のなかで障がいのある人を支える身近な支援の担い手を発掘します。
- ・ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行うほか、講座を実施するなど、ボランティアの養成を図ります。

ii) 地域福祉のプラットフォームの構築

- ・複雑化・多様化する問題に対応するため、各区に設置した障がい福祉関係者（障害者地域生活支援センター・障害福祉サービス事業者・身体障害者相談員・知的障害者相談員など）により構成される自立支援協議会と、地域の民生委員・児童委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、地域福祉ネットワークなどの地域の社会資源が連携し、地域の障がいのある人の生活を支援します。

④介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材の育成

- ・限られた福祉人材を有効に活用するため、介護保険の知識と障がい者施策の知識の両方を持つ人材を育成します。また、高齢の親と障がいのある子どもを一体的に支援するため、ケアマネジャーや介護保険事業者に対して、障がいのある人に関する知識を深める研修を実施します。
- ・介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所に対して、介護保険および障がい福祉サービスに関し相互に情報提供を行うことで、複雑化・多様化する課題への対応力の向上を図ります。

(8) 包括的支援体制の構築

「(1) 生活支援サービスの充実」から「(7) 人材の確保・育成、資源の確保」までの横断的な課題として、相談支援や支援体制の包括化、情報共有が挙げられます。本項目において、これらの横断的な課題を取り上げ、各施策をより効率的・効果的に実施していくための体制を示します。

現状・課題

【相談支援体制】

(関連：(1) 生活支援サービスの充実、(2) 地域移行・地域生活のための支援、(3) 障がいのある子どもへの対応)

- ・障がいのある人の身近な相談機関である障害者地域生活支援センターを知らない人が多いという意見があり、周知が課題となっています。
- ・自立支援協議会において、障害者地域生活支援センターや障害者支援センター（地域生活支援拠点）などの役割がわかりにくいという意見があり、わかりやすい体制づくりを進めていくことが必要です。
- ・相談支援事業では、利用者個々の障がい特性やニーズを受けとめた計画作成が求められますが、限られた障がい福祉サービス等の社会資源から、利用可能な事業所を見つけることに多くの時間が必要となるため、関係機関の連携や情報共有を進めていく必要があります。
- ・障がいのある人のニーズの複雑化・多様化に伴い、区役所の対応力の向上やノウハウの共有化が求められています。また、相談窓口が身体・知的障がいと精神障がいに分かれており、複数の障がいがあるような総合的な相談がしにくいという声もありました。

【支援体制の包括化】

(関連：(2) 地域移行・地域生活のための支援、(7) 人材の確保・育成、資源の確保)

- ・障がいのある人と高齢の親が生活している世帯、障がいのある子どもと介護が必要な高齢者を抱える世帯など、複合した課題を持つ世帯に対して、障がい福祉サービス・介護保険サービスなどの個別の福祉サービスや支援だけではなく、家族全体のケアを考える視点が必要であるという意見がありました。
- ・多様で複雑な課題を解決するには、福祉に限らず、地域全体で様々なサービスや資源を補い合える体制づくりが必要です。
- ・国において、障がいを含む多様な課題を抱える「ひきこもり」に対する政策が進められており、本市においても、関係機関などと連携し、相談支援などを包括的に実施していく必要があります。

【情報共有】

(関連：(3) 障がいのある子どもへの対応)

- ・障がいのある子どもへの対応において、幼稚園・保育所・学校や放課後等デイサービス事業所等の関係機関で子どもの情報が十分に共有できていない場合があるとの指摘があり、障がいのある子どもの成長に応じた支援につなぐフォローができるよう、情報の共有が課題となっています。

①相談支援体制の強化・見直し

- ・相談支援事業所等の人材確保支援事業などにより、新規立ち上げや体制強化を支援します。また、ひとつの事業所に相談支援員を複数人配置する体制を推進します。
- ・障害者支援センター（地域生活支援拠点）、障害者地域生活支援センター、障害者地域生活支援センター（小規模）の機能重複を解消し、より効果的でわかりやすい相談支援体制を構築します。
- ・障がいのある人の抱える複雑化・多様化した課題については、相談支援の核である区役所や障害者地域生活支援センターが障がいのある人やその家族の相談を受け止め、適切な支援機関につなげるため、ケース会議の開催などを通じて職員のスキルアップを図ります。
- ・区役所職員に対して、研修の充実や研修への参加の促進、ノウハウの共有化を進めます。

②支援体制の包括化

- ・令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、区役所や障害者地域生活支援センターが高齢者、子ども等他の分野の相談機関等と密接な連携がとることができる包括的な支援体制を検討します。
- ・社会問題化している「ひきこもり」の問題は、現行の社会保障の各制度が対応できていない課題が顕在化した「制度の狭間」の問題です。「ひきこもり」は個人や家族の責任ではなく「社会的孤立」という社会的な課題として捉え、市民や事業者との協働のもと、さまざまな社会資源を活用することにより、早期支援・長期化防止に取り組みます。
- ・障害者支援センター（地域生活支援拠点）における見守り支援事業などにおいて、これまで障がい福祉サービス等につながっていなかった方の情報を把握し、それぞれ必要な支援機関につなぐことができる体制構築を目指します。

③情報共有・ICT化の推進

- ・行政機関・相談窓口・障がい福祉サービス事業者・医療機関・介護保険事業者などとのネットワークを構築するとともに、感染症等への対応など新たな課題に対応していくため、情報の共有・活用を進めます。
- ・関係機関の拡大や調整、会議、研修などが増えていく中で、障がい福祉に係る情報や対応事例、活用可能な社会資源のデータ、eラーニングなどの研修手法、WEB会議などのツールを活用することで、迅速な情報共有・把握や移動時間等の削減など、効率や効果を高めていく取り組みを進めます。
- ・その他、個人情報の保護やセキュリティに十分配慮しつつ、対面が必要な支援は何かを見極めながら、ICT活用について検討を行います。

第3部 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画

※第6期神戸市障がい福祉計画は、「第6期」と表記する。
※第2期神戸市障がい児福祉計画は、「第2期」と表記する。
※第5期神戸市障がい福祉計画（計画期間：平成30年～令和2年度）は、「第5期」と表記する。
※第1期神戸市障がい児福祉計画（計画期間：平成30年～令和2年度）は、「第1期」と表記する。
※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】は、「国の基本指針（第6期）」または「国の基本指針（第2期）」と表記する。
※本計画において新たに設けられた成果目標、見込み量については、【新】と表記する。

第1章 成果目標について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

①障害者支援施設から地域生活への移行者数

第5期では平成28年度末時点の施設入所者数1,361人の9%以上（123人以上）を地域移行できるように進めてきました。国の基本指針（第6期）では令和元年度末時点の入所者の6%以上を地域移行するように求めてられており、第6期においても、令和元年度末時点の施設入所者数1,316人の6%以上（79人以上）が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

②施設入所者の削減

国の基本指針（第6期）では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の1.6%以上削減することを求められていますが、障がいのある人の高齢化に伴い、障がいの程度も重度化するなどの状況に鑑み、第6期においても、第5期に引き続き施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

なお、重度障がい対応型も含めたグループホームの増設と市内の地域偏在の解消、地域移行のための地域資源の充実に努め、障がいのある人が地域で暮らせるように取り組みます。

また、入所者の居住環境の向上や地域における施設の役割の検討も引き続き進めます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
障害者支援施設から地域生活への移行者数	115人 (平成29～令和元年度合計)	79人以上
施設入所者数	1,316人 (令和2年3月時点)	数値目標なし

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針（第6期）において、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価するために新たに追加された指標で、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上と示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第6期では数値目標を設定しないこととします。

②入院後の退院率

国の基本指針（第6期）に則り、精神障がいのある人の早期退院に向けて、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点での退院率を86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上とすることを目標とします。なお、今後も国から各市町村ごとの実績データが示されない場合は、本市でデータ抽出が可能な医療保護入院患者の退院率で評価します。

③長期在院者数の減少

国の基本指針（第6期）に則り、長期入院者の地域移行を進めるため、65歳以上の1年以上長期入院患者数を897人に、65歳未満の1年以上長期入院患者数を573人にすることを目標とします。

※目標数値を算出するための推計ワークシートは国から都道府県のみを示されるため、市町村ごとの目標数値は計算できません。そのため、本市における目標数値の設定に当たっては、県が「第6期兵庫県障害福祉推進計画骨子案」において設定した令和5年度末の目標値を、県内病床数に対する市内病床数の割合で按分することで算出しています。なお、県の「第6期兵庫県障害福祉推進計画骨子案」における目標数値設定について、目標値の算出に当たって必要な国の第6期推計ワークシートの更新が未定のため、第5期推計ワークシートを基に目標値を算出しています。

		実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
退院後1年以内の地域における 平均生活日数(日)		—	数値目標なし
入院後の退院率 (%)	3ヶ月	68.8%*	69%以上
	6ヶ月	84.6%*	86%以上
	1年	90.9%*	92%以上
長期在院者数 (1年以上) (人)	65歳以上	958人	897人以下
	65歳未満	641人	573人以下

※医療保護入院患者の退院率

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針（第6期）では、令和5年度末までに、市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。

本市においては、令和元年度末時点において、すでに地域生活支援拠点を6か所設置していることから、令和5年度末までに全区（9か所）に設置することを目標とします。

また、国の基本指針（第6期）では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証および検討することが新たに求められており、本市もこれに則った目標とします。自立支援協議会等の意見を踏まえ、地域生活支援拠点としてのあり方、地域資源との連携などについても併せて検証および検討を行います。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
地域生活支援拠点等の整備	6か所 (灘区、兵庫区、北区、須磨区、垂水区、西区)	各区に整備（9か所）
運用状況の検証および検討【新】	—	年1回以上実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

第5期では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者について、平成28年度の一般就労への移行実績（296人）の1.5倍（444人）を目標に進めてきました。

国の基本指針（第6期）に則り、第6期では、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績（304人）の1.27倍以上とすることを目標とします。

また、国の基本指針（第6期）では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業について、それぞれの目標値もあわせて定めることが新たに求められており、本市もこれに則り、以下のように目標設定を行います。

【就労移行支援事業】

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績（191人）の1.30倍以上とすることを目標とします。

【就労継続支援】

就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績（36人）の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については令和元年度の一般就労への移行実績（77人）の1.23倍以上を目標とします。

②一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

国の基本指針（第6期）において、一般就労への定着を進めることも重要であることから、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針（第6期）において、上記の目標と合わせて新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、就労定着支援事業の就労定着率について、令和5年度に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

	実績 (令和元年度)		目標 (令和5年度末まで)
	304人		387人以上
福祉施設からの 就労移行者数(人)	うち、就労移行支援事業【新】	—	249人以上
	うち、就労継続支援A型【新】	—	46人以上
	うち、就労継続支援B型【新】	—	95人以上
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業者の利用者割合【新】	—		福祉施設から一般就労に移行 する者のうち7割以上が利用
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所割合【新】	—		事業所全体の7割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

国の基本指針（第2期）において、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上を配置、全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが求められています。

本市においては、すでに児童発達支援センターについては市内で8か所（令和元年度時点）および保育所等訪問支援については市内で13か所（令和元年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。各事業所が、保育所や学校等の関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組みます。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、必要数の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実に向けた取り組みを進めます。

②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針（第2期）において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で8か所（令和元年度時点）および重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内で15か所（令和元年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、医療的ケアが必要な重症心身障がい児も含めた受け入れ促進に向けた取り組みを進めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針（第2期）において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場として「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議」や「神戸市療育ネットワーク会議」を設置しているため、第2期では目標設定はしません。これらの場において、引き続き医療的ケア児支援のための関係機関の協議を進めます。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、国の基本指針（第2期）で新たに追加された指標ですが、本市では令和元年度より神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業にかかるコーディネーターを配置していることから、第2期では目標設定はしません。今後も、関係機関との連携を図り、医療的ケア児への適切な支援に取り組みます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
児童発達支援センターの設置	8か所	目標設定なし
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	13か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	8か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	15か所	目標設定なし
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	目標設定なし
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新】	配置済み	目標設定なし

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針（第6期）において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センター等において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

本市においては、障害者地域生活支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービス等につなぐほか、地域の関係機関等と連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターにおいては、障害者地域生活支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどの人材育成を実施し、市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。このようにすでに体制を確保しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障害者地域生活支援センターと基幹相談支援センターが連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

	目標
総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保【新】	目標設定なし

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針（第6期）において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを求められています。

本市においては、市で実施している新任研修や県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加の促進、自立支援審査支払等システムの審査結果の活用、障がい福祉サービス事業所に対する指導監査結果の活用などを実施する体制を構築しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

	目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【新】	目標設定なし

第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

居宅介護、同行援護、行動援護については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

重度訪問介護は第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。

重度障害者等包括支援については、全国的にも事業所および利用者ともに実績が少なく、現在のところ、本市において利用実績がないサービスのため、数値目標は立てませんが、引き続き事業所へ周知を図ります。

なお、訪問系サービスを含むガイドライン（支給量審査基準）について引き続き検討します。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス (合計)	利用者数 (人/月)	3,840	4,051	4,581	5,199	5,920	6,758
	延べ時間 (時間/月)	128,638	132,165	142,724	154,862	168,952	185,251
居宅介護	利用者数 (人/月)	3,019	3,217	3,741	4,350	5,059	5,883
	延べ時間 (時間/月)	58,193	60,551	70,420	81,838	95,177	110,690
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	255	251	245	239	233	227
	延べ時間 (時間/月)	57,454	58,098	58,503	58,912	59,324	59,739
同行援護	利用者数 (人/月)	506	511	512	513	515	516
	延べ時間 (時間/月)	11,416	11,702	11,776	11,851	11,926	12,002
行動援護	利用者数 (人/月)	60	72	83	97	113	132
	延べ時間 (時間/月)	1,575	1,814	2,025	2,261	2,525	2,820
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延べ時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所については第5期において利用が増加傾向にあり、今後のニーズも高いことから第6期においても増加する見込み量を設定します。

就労定着支援は平成30年度に新設されたサービスで、就労移行支援等から一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題を支援するためのものです。本市において、平成30年度では利用が少なかつたものの、現在では利用が伸びてきており、今後もニーズが高いことから増加する見込み量を設定します。加えて、一般就労や職場定着をさらに進めていくために独自指標を設けます。

自立訓練については第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用者数 (人/月)	3,169	3,235	3,293	3,352	3,412	3,473
	延べ日数 (日/月)	60,475	61,409	62,207	63,016	63,835	64,665
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	34	32	29	26	24	22
	延べ日数 (日/月)	570	549	498	452	410	372
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	108	82	78	74	70	66
	延べ日数 (日/月)	1,861	1,654	1,631	1,608	1,585	1,563
就労移行支援	利用者数 (人/月)	422	432	442	474	508	544
	延べ日数 (日/月)	6,927	7,152	7,321	7,885	8,493	9,148
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	807	848	898	930	963	997
	延べ日数 (日/月)	15,287	16,026	16,829	17,354	17,896	18,454
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	3,485	3,829	4,232	4,604	5,008	5,447
	延べ日数 (日/月)	56,922	62,629	68,390	74,158	80,413	87,195
就労定着支援	利用者数 (人/月)	61	93	140	210	315	472
療養介護	利用者数 (人/月)	286	287	290	293	296	299
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	737	747	888	981	1,084	1,198
	延べ日数 (日/月)	6,332	6,380	6,428	6,492	6,557	6,623
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	65	67	74	78	82	86
	延べ日数 (日/月)	236	239	248	241	234	228

★独自指標

一般就労、職場定着に関して独自指標を設定し、障がいのある人の就労支援を進めます。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
しごとサポートからの就職者実人数	269人	310人
しごとサポートが支援する職場定着率 (当該年度の1年後の定着率)	85.8%	85%

(3) 居住系サービス等

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

共同生活援助については、第5期において利用が増加傾向にあり、地域移行をさらに進めていくにあたって必要なサービスであることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。見込み量の確保にあたって、グループホームが少ないことが課題であることから、独自指標を設けて、グループホームの定員数の増に取り組みます。

自立生活援助は平成30年度に新設された制度で、施設入所支援または共同生活援助などを受けていた障がいのある人が、居宅で自立した生活を営む場合に支援するサービスです。本市においては、現在少しずつ利用者が増えていることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

施設入所支援については、今後も地域移行を進めていくことから、減少する見込み量を設定します。

障害者支援センター（地域生活支援拠点）に関する項目については、国の基本指針（第6期）から新たに見込むことが求められた項目です。本市においてはすでに令和元年度末時点で6か所に設置済みですが、機能の充実にに向けた検証および検討も実施していきます。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	2	7	11	12	13
共同生活援助	利用者数 (人/月)	693	762	829	903	983	1,070
施設入所支援	利用者数 (人/月)	1,368	1,347	1,312	1,308	1,300	1,292
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等有する機能の充実にに向けた検証および検討の実施【新】	設置箇所数	-	6	9	9	9	9
	検証および検討 (回/年)	-	0	1	1	1	1

★独自指標

グループホームの定員数に関して独自指標を設定し、グループホームの整備を進めます。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
グループホームの定員数	810人	1,000人

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを利用するために必要な支援であり、これまでの利用実績の伸びに加え、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業等により、相談支援専門員の増加が見込まれることから、第6期でも増加する見込み量を設定します。本市においては計画相談支援が少ないことが課題となっているため、第6期においては独自指標を設け、相談支援事業所の体制強化を図る事業を展開します。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進めるためにも必要なサービスであり、ニーズも高いことから第6期でも増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R 2 年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	432	475	505	863	929	991
地域移行支援	利用者数 (人/月)	9	10	10	11	12	13
地域定着支援	利用者数 (人/月)	23	19	23	23	24	25

★独自指標

計画相談支援員数、計画相談支援事業所数に関して独自指標を設定し、相談支援事業所の体制強化を図ります。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
計画相談支援員数	—	60人増加 (令和3年～5年度の合計)
計画相談支援事業所数	70事業所	100事業所

(5) 障がい児福祉サービス

各サービスの利用実績の伸びや「児童発達支援事業に関するアンケート」「放課後等デイサービスに関するアンケート」の結果を踏まえて、第2期の見込み量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第2期においても増加する見込み量を設定します。

依然としてニーズの高い状況にある児童発達支援および放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込(量)を超過した場合に、児童福祉法第21条の5の15に基づく事業所指定の運用について検討することとします。事業所の増加により、量的な拡大が図られていますが、今後はサービスの質を確保しながら、増加するニーズに応じた適正なサービス提供体制を整備していきます。

障害児相談支援についてはニーズが高いことから、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業により、第2期で増加する見込み量を設定します。

平成30年度に新設された居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいのある子どもの発達支援を行うサービスです。今後ニーズが見込まれることから、第2期において増加する見込み量を設定します。通所による集団生活への移行を支援するものであり、通所事業所と連携してサービスを提供します。

医療的ケア児に対するコーディネーターについては、国の基本指針(第2期)から新たに見込むことが求められた項目です。令和元年度より配置した神戸市重度障害児者医療福祉コーディネーター事業にかかるコーディネーターを活用して医療的ケア児に対する支援の強化を図ります。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第2期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用児童数 (人/月)	1,202	1,365	1,363	1,513	1,656	1,793
	延べ日数 (日/月)	13,024	14,785	14,890	16,387	17,936	19,420
医療型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	1	2	2	2	3	4
	延べ日数 (日/月)	5	5	5	5	6	8
放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	2,519	2,897	2,988	3,357	3,593	3,841
	延べ日数 (日/月)	32,463	37,126	39,666	43,020	46,044	49,222
保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	34	67	92	121	159	210
	延べ日数 (日/月)	50	110	144	189	248	325
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	1	3	7	10
	延べ日数 (日/月)	0	0	5	15	35	50
福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	26	28	26	26	26	26
医療型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	22	19	21	21	36	36
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	53	51	95	140	190	245
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新】	配置人数 (人)	-	1	1	1	1	1

(6) 発達障がいのある人に対する支援

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会において、神戸市発達障害者支援センターの運営や事業等について検証します。令和元年度以降は年2回開催しており、第6期においても継続して開催します。

発達障害者支援センター（発達障害者相談窓口を含む）の相談については、第5期では減少傾向にあったものの、今後は発達障がいのある人の早期発見、早期対応のために周知啓発を行うため、第6期は相談が増える見込み量を設定します。

発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修、啓発についても引き続き実施していくことから、第6期においても微増・現状維持で見込み量を設定します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム、ペアレントメンター、ピアサポーターの活動については、国の基本指針（第6期）から新たに見込むことが求められた項目であり、令和元年度の実績を踏まえて、微増・現状維持で見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)		第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数 (回/年)	1	2	2	2	2	2	
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数 (件/年)	1,230	1,135	1,020	1,120	1,220	1,320	
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数 (件/年)	32	33	29	31	31	31	
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修・啓発件数 (件/年)	203	256	230	230	230	230	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】	受講者数 (人/年)	-	255	140	150	150	150	
ペアレントメンターの人数【新】	人数	-	7	10	10	10	10	
ピアサポートの活動への参加人数【新】	参加人数 (人/年)	-	67	60	70	70	70	

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

保健、医療および福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などをすでに設置しており、引き続き開催をすることを見込んでいます。また、目標設定および評価も行います。

精神障がいのある人の地域移行、地域定着、共同生活援助、自立生活援助については、実態調査より地域移行に関して一定のニーズがあることから、第6期において増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催【新】	開催回数 (回/年)	-	6	6	6	6	6
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(合計人数)【新】	参加人数 (合計) (人/年)	-	133	140	140	140	140
関係者ごとの参加人数(保健)	参加人数 (人/年)	-	9	10	10	10	10
関係者ごとの参加人数 (医療・精神科)	参加人数 (人/年)	-	64	65	65	65	65
関係者ごとの参加人数 (医療・精神以外)	参加人数 (人/年)	-	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数(福祉)	参加人数 (人/年)	-	49	50	50	50	50
関係者ごとの参加人数(介護)	参加人数 (人/年)	-	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数 (当事者および家族)	参加人数 (人/年)	-	8	10	10	10	10
関係者ごとの参加人数 (その他)	参加人数 (人/年)	-	3	5	5	5	5
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数【新】	目標設定 および評価 (回/年)	-	1	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援【新】	利用者数 (人/月)	-	9	8	9	10	11
精神障がい者の地域定着支援【新】	利用者数 (人/月)	-	5	4	4	5	6
精神障がい者の共同生活援助【新】	利用者数 (人/月)	-	136	146	156	166	176
精神障がい者の自立生活援助【新】	利用者数 (人/月)	-	0	7	10	11	12

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

障害者地域生活支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービス等につなぐほか、地域の関係機関等と連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、引き続き、障害者地域生活支援センターが各区の自立支援協議会にて実施する個別支援会議において専門的な指導や助言を実施します。また、基幹相談支援センターは研修を実施し相談支援を行う人材の育成支援を実施します。さらに、利用者および地域の障がい福祉サービスなどの社会的基盤の整備の実情を的確に把握するため、自立支援協議会の運営部会や作業部会等を活用し、関係機関の連携強化を図ります。

具体的な見込量は、「専門的な指導および助言」については障害者地域生活支援センターによる個別支援会議回数の見込（量）、「人材育成の支援」については基幹相談支援センターの研修回数の見込（量）、「連携強化の取組」については運営部会や作業部会の実施回数の見込（量）をそれぞれ設定します。

なお、見込み量の確保にあたって、相談支援事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所の事業者研修受講者数に関して独自指標を設けます。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援【新】	実施の有無	-	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化【新】							
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言件数 (件/年)	-	67	78	90	104	121
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	支援件数 (件/年)	-	5	7	8	9	10
地域の相談機関との連携強化の取組み	実施回数 (回/年)	-	415	430	443	456	470

★独自指標

相談支援事業所事業者研修受講者数に関して独自指標を設定し、相談支援体制の強化を図ります。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
相談支援事業所事業者研修受講者数	767人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

障がい福祉に携わる市職員に新任研修や虐待防止研修等への参加を促すとともに、今後、県が実施する職員向けの研修があれば積極的に参加するなど、市職員のさらなる知識・能力の向上を図ります。また、障がい福祉サービス事業所からの過誤の多い請求などについて、集団指導等を通じて情報を共有します。さらに、障がい福祉サービス事業所への指導監査結果について、県において実施している関係自治体との研修会において共有を図ります。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加【新】	参加人数 (人/年)	-	117	110	130	130	130
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施【新】	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	実施回数 (回/年)	-	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有【新】							
指導監査の適正な実施	実施の有無	-	有	有	有	有	有
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	共有回数 (回/年)	-	1	1	1	1	1

★独自指標

災害時においても適切な医療の提供や障がい福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、まず特に配慮が必要な『在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aの所持者』に対して災害時の個別避難計画を策定します。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
重度の心身障がいのある人の災害時の個別避難計画の策定数 (在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aの所持者)	—	600件

第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第6期の見込み量を設定します。

理解促進研修・啓発事業については、引き続き実施するとともに、課題として挙げられているヘルプマークについて独自指標を設け、認知度の向上を図ります。

ニーズの多い手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、増加する見込み量を設定するとともに、「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広める独自指標を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	15	17	19	19	19	19
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	71	92	70	78	78	78
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/年)	4,348	4,239	3,485	4,395	4,437	4,479
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14
(7) 日常生活用具給付等事業							
合計	給付件数	34,345	34,458	35,238	36,055	36,913	37,815
① 介護・訓練支援用具	給付件数	169	172	165	158	152	145
② 自立生活支援用具	給付件数	471	405	410	415	420	425
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	576	507	559	617	681	751
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	527	712	831	969	1130	1318
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	32,546	32,603	33,214	33,837	34,471	35,117
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	56	59	59	59	59	59
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	104	212	80	145	150	155
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人/年)	3,768	3,864	3,060	3,244	3,438	3,645
	延べ利用時間数 (時間/年)	680,152	715,885	758,838	804,368	852,630	903,788

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(10) 地域活動支援センター							
神戸市内分	実施箇所数	18	18	18	18	18	18
	実利用者数 (人/年)	581	633	633	643	653	663
他市町村分	実施箇所数	11	12	10	10	10	10
	実利用者数 (人/年)	17	23	24	24	24	24
(11) 発達障害者支援センター 運営事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5
	実利用者数 (人/年)	7,371	7,090	6,000	6,000	6,000	6,000
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	69	56	34	65	65	65
盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	22	19	10	10	10	10
失語者向け意思疎通支援者養成 研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	-	20	10	10	10	10
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事 業	実利用者数 (人/年)	32	28	22	28	30	32
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 事業	実利用件数 (件/年)	625	655	520	570	580	590
失語者向け意思疎通支援者派 遣事業	実利用者数 (人/年)	-	-	-	-	300	305
(15) 広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア. 地域生活支援広域調整会議 等事業	会議開催回数 (回/年)	3	1	2	2	2	2
イ. 地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート 従事者数	44	33	30	30	30	30
ウ. 災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の 有無	-	-	無	無	無	無
②発達障害者支援地域協議会に よる体制整備事業	協議会開催回数 (回/年)	1	2	2	2	2	2
(16) その他実施する事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポ ーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等						

★独自指標

該当事業	指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
(1) 理解促進研修・啓発事業	ヘルプマークの配布数	—	24,000個 (令和3年～5年度の合計)
(6) 意思疎通支援事業	手話啓発講座の受講者数	604人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)